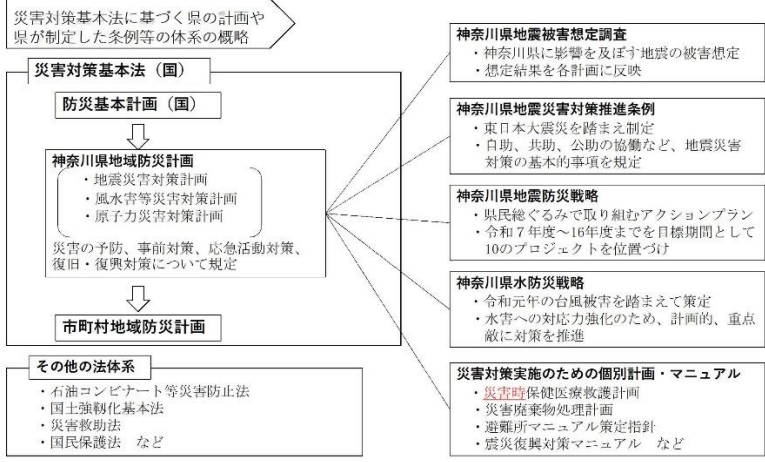
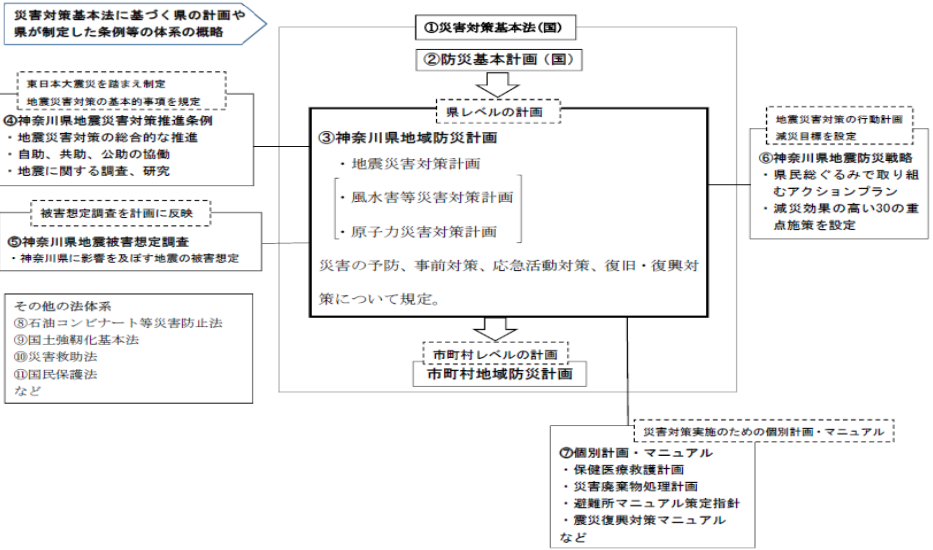


修 正 内 容	現 行 計 画
第1章 地震災害対策の計画的な推進 第1節 計画の目的、位置づけ 2 計画の構成及び性格 (略) (計画体系図) <u>図中の計画名修正</u>  ア 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定されたのは、県内 <u>28</u> 市町です。 南足柄市、<u>綾瀬市</u>、葉山町 資 料 <u>1-1-(6) 神奈川県地震災害対策推進条例</u>	第1章 地震災害対策の計画的な推進 第1節 計画の目的、位置づけ 2 計画の構成及び性格 (略) (計画体系図)  ア 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定されたのは、県内 <u>27</u> 市町です。 南足柄市、葉山町 資 料 <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
第2節 神奈川県 of 自然的、社会的条件 1 自然的条件 (略) 面積は <u>2,416.55</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (令和 <u>7</u> 年 <u>7</u> 月 1 日現在) 2 社会的条件 (1) 人口 ア 人口 令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月 1 日現在の本県の人口は、<u>921 万 7,647 人 (男 456 万 6767 人、女 465 万 0,879 人)</u> と、東京都に次いで全国第 2 位となっています。 イ 人口密度及び分布状況 人口密度は、1 km² 当たり <u>3,814 人</u> で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位です。 地域別の人口分布状況は、横浜地域 <u>377 万 2,320 人</u> (40.9%)、川崎地域 <u>155 万 8,411 人 (16.9%)</u>、横須賀・三浦地域 <u>66 万 984 人 (7.2%)</u>、県央地域 <u>158 万 7,449 人 (17.2%)</u>、湘南地域 <u>131 万 2,165 人 (14.2%)</u>、県西地域 <u>32 万 6,318 人 (3.5%)</u> となっています。 (2) 土地利用 ア 土地利用概況 本県の面積は、<u>2,416.55</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (令和 <u>7</u> 年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日現在) と全国総面積の 0.64% を占めています。 イ 市街化区域及び市街化調整区域 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在で、県内 33 市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19 市 13 町 (30 都市計画区域)、面積では <u>19 万 9,774ha</u> で、全県域の 83% を占めています。(都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市 (旧津久井町及び旧藤野町) の一部です)。 無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の 19 市 9 町について市街化区域及び市街化調整区域との区分 (線引き) が、昭和 45 年 6 月 10 日に行われ、令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在 <u>17</u>	第2節 神奈川県 of 自然的、社会的条件 1 自然的条件 (略) 面積は <u>2,416.32</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (令和 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月 1 日現在) 2 社会的条件 (1) 人口 ア 人口 令和 <u>2</u> 年 <u>10</u> 月 1 日現在の本県の人口は、<u>923 万 7,337 人 (男 458 万 8,268 人、女 464 万 9,069 人)</u> と、東京都に次いで全国第 2 位となっています。 イ 人口密度及び分布状況 人口密度は、1 km² 当たり <u>3,823.2 人</u> で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位です。 地域別の人口分布状況は、横浜地域 <u>377 万 7,491 人</u> (40.9%)、川崎地域 <u>153 万 8,262 人 (16.7%)</u>、横須賀・三浦地域 <u>69 万 1,582 人 (7.5%)</u>、県央地域 <u>158 万 4,028 人 (17.1%)</u>、湘南地域 <u>130 万 9,481 人 (14.2%)</u>、県西地域 <u>33 万 6,493 人 (3.6%)</u> となっています。 (2) 土地利用 ア 土地利用概況 本県の面積は、<u>2,416.32</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (令和 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日現在) と全国総面積の 0.64% を占めています。 イ 市街化区域及び市街化調整区域 令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在で、県内 33 市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19 市 13 町 (30 都市計画区域)、面積では <u>19 万 9,777ha</u> で、全県域の 83% を占めています。(都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市 (旧津久井町及び旧藤野町) の一部です)。 無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の 19 市 9 町について市街化区域及び市街化調整区域との区分 (線引き) が、昭和 45 年 6 月 10 日に行われ、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在 <u>17 万 2,859ha</u>、(全県域の 72%) で区域区分が行われています。

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>万 2,856</u>ha、(全県域の 72%) で区域区分が行われています。 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在の市街化区域面積は <u>9 万 4,618</u>ha、市街化調整区域面積は <u>7 万 8,240</u>ha となっています。 (3) 交通 ア 道路交通 県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和 <u>5</u> 年 4 月現在で <u>2 万 6,033</u>km となっています。 このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても <u>1,085</u>km の交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。 イ 鉄道交通 県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。 県内の鉄道は、令和 <u>6</u> 年 9 月 30 日現在で、J R が 13 路線、延長 311.6km、111 駅、私鉄が <u>25</u> 路線、延長 <u>308.3</u>km、<u>238</u> 駅、横浜市営地下鉄が延長 53.4km、40 駅であり、令和 <u>5</u> 年度の 1 日平均県内各駅合計の乗車人員は約 <u>719</u> 万人となっています。 第 3 節 地震被害の想定 2 地震被害想定調査結果 県では、令和 <u>5</u> 年度から <u>6</u> 年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成 <u>28</u> 年に発生した<u>熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震、令和 6 年の能登半島地震など</u>の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定しています。本調査で	令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在の市街化区域面積は <u>9 万 4,423</u>ha、市街化調整区域面積は <u>7 万 8,435</u>ha となっています。 (3) 交通 ア 道路交通 県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和 <u>3</u> 年 4 月現在で <u>2 万 5,915</u>km となっています。 このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても <u>1,070</u>km の交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。 県内の自動車保有車両数は、令和 2 年 3 月 31 日現在で約 403 万台(軽自動車含む)となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は(高速道路を除く)、令和 3 年度の交通量調査によると、国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)の横浜市旭区桐が作であり、約 10 万台/12 時間(平日 7 時から 19 時まで)となっています。 イ 鉄道交通 県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。 県内の鉄道は、令和 <u>4</u> 年 9 月 30 日現在で、J R が 13 路線、延長 311.6km、111 駅、私鉄が <u>24</u> 路線、延長 <u>298.9</u>km、<u>235</u> 駅、横浜市営地下鉄が延長 53.4km、40 駅であり、令和 <u>3</u> 年度の 1 日平均県内各駅合計の乗車人員は約 <u>626</u> 万人となっています。 第 3 節 地震被害の想定 2 地震被害想定調査結果 県では、平成 <u>25</u> 年度から <u>26</u> 年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。<u>平成 23 年に発生した東日本大震災</u>の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定しています。本調査では、最新の科学的な知見に基づいて想定地震を設定しましたが、実際には、

修 正 内 容					現 行 計 画				
は、最新の科学的な知見に基づいて想定地震を設定しましたが、実際には、想定された地震だけが起こるわけではありません。そこで、いつ、どこで起きるかわからない地震に対応できるよう、地盤や社会的な条件等から想定される地域ごとの地震による揺れやすさや、それに伴う危険性をわかりやすく示した以下の<u>5</u>つのマップを作成・公表しています。 ① 揺れやすさマップ ② 液状化危険度マップ <u>③ 沈下量マップ</u> <u>④ 建物被害危険度マップ</u> <u>⑤ 建物火災危険度マップ</u> (2) 想定地震の一覧					想定された地震だけが起こるわけではありません。そこで、いつ、どこで起きるかわからない地震に対応できるよう、地盤や社会的な条件等から想定される地域ごとの地震による揺れやすさや、それに伴う危険性をわかりやすく示した以下の4つのマップを作成・公表しています。 ① 揺れやすさマップ ② 液状化危険度マップ <u>(追加)</u> <u>③ 建物被害危険度マップ</u> <u>④ 建物火災危険度マップ</u> (2) 想定地震の一覧				
想定地震名	モーメントマグニチュード	県内で想定される <u>主要</u> 震度	発生確率	選定の視点	想定地震名	モーメントマグニチュード	県内で想定される <u>最大</u> 震度	発生確率	選定の視点
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)	㊦㊧	都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)	㊦㊧
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6～11%	㊦㊨	三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6～11%	㊦㊨
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	㊦㊨	神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	㊦㊨
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内 80% <u>程度</u>)	㊦㊧㊨	東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内 <u>70～80%</u>)	㊦㊧㊨
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内 80% <u>程度</u>)	㊦㊧	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内 <u>70～80%</u>)	㊦㊧
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%～6% (2～4百年の発生間隔)	㊨	大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%～6% (2～4百年の発生間隔)	㊨
参 元禄型関東地	8.5	湘南地域・県西地	30年以内 ほぼ0	㊥	参 元禄型関東地	8.5	湘南地域・県西地	30年以内 ほぼ0	㊥

修 正 内 容					現 行 計 画				
	震		域を中心に震度 7	～6% (2～3千年の発 生間隔)		震		域を中心に震度 7	～6% (2～3千年の発 生間隔)
	相模トラフ沿 いの最大クラ スの地震	8.7	全県で震度7 <u>(津波による 被害は「西側モ デル」と「中央 モデル」で想定</u>	30年以内 ほぼ0 ～6% (2～3千年ある いはそれ以上の発 生間隔)	㊥	相模トラフ沿 いの最大クラ スの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0 ～6% (2～3千年ある いはそれ以上の発 生間隔)
	慶長型地震	8.5	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)	㊥	慶長型地震	8.5	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)
	明応型地震	8.4	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)	㊥	明応型地震	8.4	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)
	元禄型関東地 震と国府津一 松田断層帯の 連動地震	8.3	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)	㊥	元禄型関東地 震と国府津一 松田断層帯の 連動地震	8.3	(津波による 被害のみ想定)	(評価していな い)
※ 地震調査研究推進本部（文部科学省：令和7年1月15日現在）、中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）などによる評価。 (3) 地震の説明 (略) ② 三浦半島断層群の地震 三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。<u>前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。</u> (略) ⑤ 南海トラフ巨大地震 南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。					※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新について（地震調査研究推進本部：令和5年1月13日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価をもとに更新。 (3) 地震の説明 (略) ② 三浦半島断層群の地震 三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。<u>前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。</u> (略) ⑤ 南海トラフ巨大地震 南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。 <u>なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。</u>				

修 正 内 容	現 行 計 画
(4) 被害想定結果 イ 想定結果の概要 ① 都心南部直下地震 < 震 度 > 県<u>東部から中部</u>にかけて震度6弱<u>以上</u>の揺れが想定され、特に、<u>川崎市の広い範囲、横浜市の沿岸北部、相模原市の東部、厚木市、伊勢原市、海老名市及び座間市等の一部で震度6強以上の揺れが想定されます。また、局所的に震度7の地域もあります。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、<u>津波</u>）は、全県で全壊棟数が <u>42,920</u> 棟（全建物の <u>1.8%</u>）、半壊棟数が <u>169,670</u> 棟（全建物の <u>7.0%</u>）と想定されます。<u>津波による被害は、全県で全壊 20 棟と想定されます。</u> < 火 災 > 火災については、全県で <u>320</u> 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>6,450</u> 棟と想定されます。横浜市、川崎市、相模原市などで被害が大きくなります。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>1,850</u> 人、重症者 <u>1,050</u> 人、中等症者 <u>11,440</u> 人、軽症者 <u>18,670</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,790</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は徐々に復旧し、1日後で 115,620 人、2日後で 111,910 人の帰宅困難者の発生が想定されます。観光客の帰宅困難者は、最大で 449,520 人の発生が想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>1,130</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>7 兆 1,240</u> 億円と想定されます。 ② 三浦半島断層群の地震 < 震 度 > <u>県東部で震度6弱以上となり、特に、横浜市、横須賀市、逗子市及び葉山町の一部で震度6強のエリアが広がっており、横須賀市では局所的に震度7の地域もあります。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、	(4) 被害想定結果 イ 想定結果の概要 ① 都心南部直下地震 < 震 度 > 県<u>の中央部から東部</u>にかけて震度6弱の揺れが想定され、特に、<u>横浜市、川崎市、相模原市、厚木市で、震度6強の揺れが想定されます。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊）は、全県で全壊棟数が <u>64,500</u> 棟（全建物の <u>2.8%</u>）、半壊棟数が <u>221,250</u> 棟（全建物の <u>9.5%</u>）と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で <u>310</u> 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>37,600</u> 棟と想定されます。横浜市、川崎市、相模原市などで被害が大きくなります。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>2,990</u> 人、重症者 <u>2,810</u> 人、中等症者 <u>24,680</u> 人、軽症者 <u>35,250</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,660</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>2,145</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>15 兆 1,082</u> 億円と想定されます。 ② 三浦半島断層群の地震 < 震 度 > <u>横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度6弱以上の揺れが想定され、特に、横浜市、横須賀市、逗子市、葉山町で、震度6強の揺れが想定されます。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、

修 正 内 容	現 行 計 画
全県で全壊棟数が <u>15,830</u> 棟（全建物の <u>0.7%</u>）、半壊棟数が <u>73,670</u> 棟（全建物の <u>3.1%</u>）と想定されます。<u>津波による被害は、全県で全壊 20 棟と想定されます。</u> < 火 災 > 火災については、全県で <u>100</u> 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>1,760</u> 棟と想定されます。横浜市、横須賀市、逗子市などで被害が大きくなります。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>700</u> 人、重症者 <u>420</u> 人、中等症者 <u>5,040</u> 人、軽症者 <u>8,730</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>575,270</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は徐々に復旧し、1 日後で 45,790 人、2 日後で 42,400 人の帰宅困難者の発生が想定されます。観光客の帰宅困難者は、最大で 342,030 人の発生が想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>380</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>2 兆 8,150</u> 億円と想定されます。	全県で全壊棟数が <u>22,710</u> 棟（全建物の <u>1.0%</u>）、半壊棟数が <u>88,170</u> 棟（全建物の <u>3.8%</u>）と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で <u>90</u> 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>11,980</u> 棟と想定されます。横浜市、横須賀市、逗子市などで被害が大きくなります。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>1,130</u> 人、重症者 <u>1,130</u> 人、中等症者 <u>9,830</u> 人、軽症者 <u>13,910</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,660</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は県東部で 9～13 日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>775</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>5 兆 596</u> 億円と想定されます。
③ 神奈川県西部地震 < 震 度 > <u>小田原市及びその周辺の市町村で震度 6 弱以上となっています。特に、酒匂川と根府川の周辺で震度 6 強のエリアが広がっています。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が <u>3,430</u> 棟（全建物の <u>0.1%</u>）、半壊棟数が <u>15,750</u> 棟（全建物の <u>0.7%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>220</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で 10 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>190</u> 棟と想定されます。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>260</u> 人、重症者 <u>70</u> 人、中等症者 <u>1,050</u> 人、軽症者 <u>1,880</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>201,880</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は全県で 3 日以上にわたって不通が続くため、1 日</u>	③ 神奈川県西部地震 < 震 度 > <u>県西地域で震度 6 弱の揺れが想定され、特に、小田原市、真鶴町で、震度 6 強の揺れが想定されます。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が <u>5,000</u> 棟（全建物の <u>0.2%</u>）、半壊棟数が <u>20,530</u> 棟（全建物の <u>0.9%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>230</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で 10 件の出火が想定され、焼失棟数は <u>710</u> 棟と想定されます。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>880</u> 人、重症者 <u>180</u> 人、中等症者 <u>1,780</u> 人、軽症者 <u>2,660</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>502,980</u> 人に達すると想定されます。<u>しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>～2日後でも1,290人の帰宅困難者の発生が想定されます。観光客の帰宅困難者は、最大で230,310人の発生が想定されます。</u> ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で<u>80</u>万トンに達すると想定されます。 ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、<u>6,080</u>億円と想定されます。 ④ 東海地震 ＜震 度＞<u>県の西部から中央南部で震度5強程度の揺れが想定されます。</u> ＜建 物＞建物の被害（揺れ、液状化、津波）は、全県で全壊棟数が<u>2,970</u>棟（全建物の<u>0.1</u>%）、半壊棟数が<u>13,230</u>棟（全建物の<u>0.5</u>%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊<u>2,760</u>棟と想定されます。 ＜火 災＞火災については、全県でわずかな<u>発生が想定され、焼失棟数は190棟と想定されます。</u> ＜人的被害＞全県での人的被害は、死者<u>330</u>人、重症者<u>20</u>人、中等症者<u>650</u>人、軽症者<u>1,340</u>人と想定されます。また、津波による死者は<u>330</u>人と想定されます。 ＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で<u>610,790</u>人に達すると想定されます。<u>鉄道は1日で復旧し、1日後には帰宅困難が解消されると想定されます。観光客の帰宅困難者は、最大で449,520人の発生が想定されます。</u> ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で<u>70</u>万トンに達すると想定されます。 ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、<u>6,340</u>億円と想定されます。 ⑤ 南海トラフ巨大地震 ＜震 度＞<u>東海地震と似た震度分布をしていますが、震度5強の分布がやや広がっています。また、局所的に平塚市や小田</u>	<u>解消されると想定されます。</u> ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で<u>154</u>万トンに達すると想定されます。 ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、<u>9,175</u>億円と想定されます。 ④ 東海地震 ＜震 度＞<u>県の中央部から県西地域にかけて震度5強の揺れが想定されます。</u> ＜建 物＞建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が<u>3,620</u>棟（全建物の<u>0.2</u>%）、半壊棟数が<u>14,450</u>棟（全建物の<u>0.6</u>%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊<u>3,160</u>棟と想定されます。 ＜火 災＞火災については、<u>全県でわずかに出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。</u> ＜人的被害＞全県での人的被害は、死者<u>820</u>人、重症者<u>70</u>人、中等症者<u>700</u>人、軽症者<u>980</u>人と想定されます。また、津波による死者は<u>810</u>人と想定されます。 ＜帰宅困難者＞地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で<u>610,660</u>人に達すると想定されます。しかし、<u>鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。</u> ＜災害廃棄物＞建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で<u>106</u>万トンに達すると想定されます。 ＜経済被害＞経済被害の直接被害額は、<u>9,726</u>億円と想定されます。 ⑤ 南海トラフ巨大地震 ＜震 度＞<u>県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定されます。その他の地域は、震度5強以下と想定されます。</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>原市、箱根町で震度6強が見られるほか、震度6弱の分布が小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町及び箱根町の一部で予測されています。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、津波）は、全県で全壊棟数が <u>5,770</u> 棟（全建物の <u>0.2%</u>）、半壊棟数が <u>19,280</u> 棟（全建物の <u>0.8%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>5,470</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県でわずかな<u>発生が想定され、焼失棟数は210棟と想定されます。</u> < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>790</u> 人、重症者 <u>30</u> 人、中等症者 <u>930</u> 人、軽症者 <u>1,910</u> 人と想定されます。また、津波による死者は <u>780</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,790</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は1日で復旧し、1日後には帰宅困難が解消されると想定されます。観光客の帰宅困難者は最大で449520人の発生が想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>120</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>8,940</u> 億円と想定されます。	< 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が <u>7,360</u> 棟（全建物の <u>0.3%</u>）、半壊棟数が <u>20,110</u> 棟（全建物の <u>0.9%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>6,720</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県でわずかに<u>に出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。</u> < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>1,740</u> 人、重症者 <u>100</u> 人、中等症者 <u>1,020</u> 人、軽症者 <u>1,470</u> 人と想定されます。また、津波による死者は <u>1,710</u> 人と想定されます。 < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,660</u> 人に達すると想定されます。<u>しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。</u> < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>183</u> 万トンに達すると想定されます。 < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、<u>1兆4,494億円</u>と想定されます。
⑥ 大正型関東地震 < 震 度 > <u>県のほぼ全域で震度6弱以上となっており、震度6強の分布が広範囲に及んでいます。県の西部から東部にかけて、震度7が予想されます。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が <u>303,300</u> 棟（全建物の <u>12.6%</u>）、半壊棟数が <u>384,410</u> 棟（全建物の <u>15.9%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>3,330</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で <u>1,590</u> 件程度の出火が想定され、焼失棟数は <u>55,270</u> 棟と想定されます。 < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 <u>19,780</u> 人、重症者 <u>4,960</u>	⑥ 大正型関東地震 < 震 度 > <u>県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度6強以上の揺れが想定され、特に、川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて、震度7の揺れが想定されます。</u> < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が <u>393,640</u> 棟（全建物の <u>17.0%</u>）、半壊棟数が <u>410,160</u> 棟（全建物の <u>17.7%</u>）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 <u>5,270</u> 棟と想定されます。 < 火 災 > 火災については、全県で <u>1,570</u> 件程度の出火が想定され、焼失棟数は <u>169,780</u> 棟と想定されます。

修 正 内 容	現 行 計 画
人、中等症者 <u>41,250</u> 人、軽症者 <u>56,340</u> 人と想定されます。また、津波による死者は <u>6,070</u> 人と想定されます。 ＜ 帰宅困難者 ＞ 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,790</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は徐々に復旧し、1 日後で 414,880 人、2 日後で 395,350 人の帰宅困難者の発生が想定されます。観光客の帰宅困難者は最大で 449,520 人と想定されます。</u> ＜ 災害廃棄物 ＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>5,410</u> 万トンに達すると想定されます。 ＜ 経済被害 ＞ 経済被害の直接被害額は、<u>25 兆 9,280</u> 億円と想定されます。	＜ 人的被害 ＞ 全県での人的被害は、死者 <u>31,550</u> 人、重症者 <u>11,790</u> 人、中等症者 <u>82,730</u> 人、軽症者 <u>95,800</u> 人と想定されます。また、津波による死者は <u>12,530</u> 人と想定されます。 ＜ 帰宅困難者 ＞ 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で <u>610,660</u> 人に達すると想定されます。<u>鉄道は全県で 14 日以上不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。</u> ＜ 災害廃棄物 ＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で <u>9,450</u> 万トンに達すると想定されます。 ＜ 経済被害 ＞ 経済被害の直接被害額は、<u>48 兆 9,075</u> 億円と想定されます。

修 正 内 容

(5) 被害想定結果一覧

令和 7 年 3 月に公表した地震被害推定の結果は、次のとおりです。

なお、各項目の数値は調査時点によるもので、その後の社会構造の変化や県、その他各機関の取組みを考慮したものではありません。

想定地震別被害想定結果の一覧（冬の 18 時）

項目		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震		
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2		
建築物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ・液状化	42,630 棟	15,600 棟	3,210 棟	210 棟	300 棟	239,140 棟	
		急傾斜地崩壊	270 棟	210 棟	* 棟	0 棟	0 棟	890 棟	
		津波	20 棟	20 棟	220 棟	2,760 棟	5,470 棟	3,390 棟	
		計	42,920 棟	15,830 棟	3,430 棟	2,970 棟	5,770 棟	303,300 棟	
	半壊棟数	揺れ・液状化	168,870 棟	72,850 棟	14,350 棟	4,950 棟	7,780 棟	371,600 棟	
火災	半壊棟数	急傾斜地崩壊	640 棟	490 棟	10 棟	0 棟	0 棟	1,950 棟	
		津波	160 棟	340 棟	1,390 棟	8,280 棟	11,500 棟	10,860 棟	
		計	169,670 棟	73,670 棟	15,750 棟	13,230 棟	19,280 棟	384,410 棟	
		炎上出火件数 (件)	320 件	100 件	10 件	* 件	* 件	1,590 件	
	残存出火件数 (件)	100 件	30 件	* 件	* 件	* 件	880 件		
焼失棟数 (棟)	6,450 棟	1,780 棟	190 棟	190 棟	210 棟	55,270 棟			
津波による出火件数 (件)	* 件	* 件	* 件	10 件	20 件	20 件			
死者数・ 重傷者の数 (人)	死者数	建築物被害	1,560 人	610 人	130 人	* 人	* 人	12,260 人	
		急傾斜地崩壊	10 人	* 人	* 人	* 人	* 人	30 人	
		屋外落下物	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人	
		ブロック塀等	90 人	20 人	* 人	* 人	* 人	90 人	
	屋内収容物	200 人	70 人	10 人	* 人	10 人	980 人		
自助救済施設等	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人			
火災	30 人	* 人	* 人	* 人	* 人	350 人			
津波	0 人	0 人	120 人	390 人	780 人	6,070 人			
避難者数・ 一泊以上 滞り続ける 避難者数 (人)	避難者数	計	1,890 人	700 人	260 人	390 人	790 人	13,780 人	
		避難所外避難者数	639,050 人	239,640 人	26,520 人	36,600 人	55,940 人	1,423,610 人	
		避難所外避難者数	425,570 人	159,070 人	16,680 人	19,290 人	29,640 人	942,240 人	
		避難所内避難者数	141,470 人	52,610 人	5,020 人	3,750 人	5,870 人	310,200 人	
	避難所内避難者数	129,770 人	46,030 人	4,170 人	1,210 人	2,940 人	281,370 人		
親戚・知人宅	79,610 人	30,000 人	3,580 人	6,010 人	9,140 人	179,000 人			
宿所施設等	29,990 人	11,330 人	1,410 人	2,580 人	3,890 人	67,770 人			
その他避難者等	44,730 人	17,100 人	2,480 人	5,760 人	8,710 人	109,300 人			
計	1,064,620 人	398,710 人	43,180 人	55,890 人	85,580 人	2,365,880 人			
県内避難者 (人)		1,060,310 人	397,300 人	43,190 人	1,060,310 人	1,060,310 人	1,060,310 人		
自県外県内避難者 (人)		4,280 人	1,510 人	250 人	* 人	* 人	56,180 人		
災害死・重傷 (人)		4,280 人	1,510 人	170 人	220 人	340 人	9,460 人		
ライフ ライン 被害	上水道	被害箇所数 (箇所)	4,670 箇所	2,230 箇所	260 箇所	130 箇所	170 箇所	20,620 箇所	
	断水人口 (人)	2,634,710 人	968,020 人	78,180 人	17,180 人	23,870 人	5,183,690 人		
	下水道	被害延長 (km)	800km	420km	80km	150km	170km	1,800km	
	機能喪失人口 (人)	527,620 人	257,890 人	33,870 人	87,360 人	96,600 人	1,077,640 人		
	都市ガス・LP ガス	停電停止件数 (件)	267,450 件	27,690 件	13,480 件	0 件	0 件	1,316,340 件	
その他	電力	停電停止件数 (件)	10,500 件	3,000 件	320 件	40 件	160 件	15,890 件	
		停電停止件数 (本)	2,690 本	980 本	220 本	180 本	340 本	20,310 本	
		停電停止件数 (kV)	254,890 kV	124,870 kV	71,370 kV	20,580 kV	22,060 kV	1,352,210 kV	
		停電停止件数 (本)	1,200 本	450 本	80 本	80 本	150 本	8,380 本	
	通信	不通回線数 (回線)	298,690 回線	137,250 回線	51,280 回線	163,810 回線	183,480 回線	1,725,400 回線	
交通被害	道路	閉鎖箇所数 (箇所)	43 箇所	9 箇所	7 箇所	0 箇所	0 箇所	746 箇所	
	鉄道	不通区間数 (区間)	110 区間	37 区間	6 区間	0 区間	0 区間	321 区間	
	港湾	被害バース数 (箇所)	24 箇所	19 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	27 箇所	
	エレベーター	停止台数 (台)	1,590 台	1,370 台	450 台	1,360 台	1,580 台	5,660 台	
	エレベーター	閉じ込め者数 (人)	1,470 人	1,450 人	590 人	1,080 人	1,300 人	7,490 人	
その他	災害救助費 (万円)	1,130 万円	380 万円	80 万円	70 万円	120 万円	5,410 万円		
	避難者数 (人)	* 人	* 人	20 人	60~80 人	70~90 人	80~110 人		
	被災者 (人)	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	4 箇所		
	文化財	50cm以上浸水箇所	3 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所	
	直接被害総額 (億円)	71,240 億円	28,150 億円	6,080 億円	6,340 億円	8,340 億円	258,280 億円		

現 行 計 画

(5) 被害想定結果一覧

平成 27 年 3 月に公表した地震被害推定の結果は、次のとおりです。

なお、各項目の数値は調査時点によるもので、その後の社会構造の変化や県、その他各機関の取組みを考慮したものではありません。

項目		想定地震	①、 都心南部 直下地震	②、 三浦半島 断層群の 地震	③、 神奈川県 西部地震	④、 東海地震	⑤、 南海、 トラフ、 巨大地震	⑥、 大正型、 関東地震
		モーメントマグニチュード (Mw)	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物、 被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	61,690	20,820	4,700	50	180	411,950
		液状化	4,130	1,830	80	390	460	15,900
		急傾斜地崩壊	810	680	40	10	10	1,280
		津波	0	*	230	3,160	6,720	5,270
		(ダブルカウント)※1	2,140	620	40	0	0	40,760
	半壊棟数	計	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
		揺れ	218,540	85,390	18,140	1,990	4,600	406,370
		液状化	6,930	3,070	130	660	770	26,710
		急傾斜地崩壊	1,890	1,600	80	30	30	2,990
		津波	0	70	2,340	11,770	14,720	14,680
火災	(ダブルカウント)※1	6,110	1,950	170	*	10	40,590	
	計	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160	
死者数、 重傷者、 死者、 (人)	出火件数 (箇所)	310	90	10	*	*	1,570	
	焼失棟数 (棟)	37,600	11,980	710	0	0	169,780	
	建物被害	建築物被害	2,160	770	170	0	*	15,110
		急傾斜地崩壊	40	40	*	0	0	60
		屋外落下物	0	0	0	0	0	10
		ブロック塀等	380	200	20	*	20	750
		屋内収容物	310	90	10	*	*	1,770
	火災	火災	100	30	*	0	0	1,330
		津波※2	0	0	680	810	1,710	12,530
		計	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
建物被害		建築物被害	1,310	430	100	*	*	7,780
		急傾斜地崩壊	*	*	0	0	0	*
	屋外落下物	*	*	0	0	0	50	
	ブロック塀等	1,100	590	50	40	50	2,120	
	屋内収容物	390	120	10	*	10	1,680	
中等症、 軽症者数、 軽症者数	津波※2	0	0	20	20	30	160	
	計	2,810	1,130	180	70	100	11,790	
	建物被害	14,460	5,140	1,140	120	260	52,950	
	急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	40	
	屋外落下物	250	70	*	0	0	1,640	
	ブロック塀等	6,440	3,440	300	220	320	12,490	
	屋内収容物	3,510	1,160	190	230	260	14,560	
	津波※2	0	0	140	140	170	1,050	
	計	24,680	9,830	1,780	700	1,020	82,730	
	建物被害	23,760	8,880	1,940	280	580	59,210	
急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	30		
屋外落下物	550	150	*	0	0	3,580		
ブロック塀等	5,820	3,110	280	190	290	11,270		
屋内収容物	5,110	1,750	290	360	430	20,630		
津波※2	0	0	140	140	180	1,080		
計	35,250	13,910	2,660	980	1,470	95,800		

※ * : わずか (計算上 0.5 以上 10 未満) 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※1 建築物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は重複していない。

※2 冬の平日 0 時の状況。水達津時に全壊被害が無い場合は 2 階部分に避難できるものとした。

※3 高齢者は 75 歳以上、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。

※4 火災の「逃げ遅れ」による死者数は、想定手続の精度に懸念があるため、別掲としている。被害量は、想定される死者数の倍を示している (上段値、下段値ではない)。

※5 従来の被害想定調査において定数化している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要しない負傷者である。

※ *は1以上10未満を示す。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入（交通被害を除く）しているため、合計は合わないことがある。

※ 帰宅困難者数は、「通勤・通学者」と「観光客」の合計を示している。

（表を削除）

項目		想定地震	①、	②、	③、	④、	⑤、	⑥、	
			都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海、 トラフ、 巨大地震	大正型、 関東地震	
モーメントマグニチュード (Mw)			7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
避難者数 (人)	1日目～3日目		1,299,470	408,250	61,520	86,090	126,170	3,745,050	
	4日目～1週間後		1,156,030	358,670	54,890	86,090	126,170	3,644,890	
	1ヶ月後		873,130	279,470	38,230	36,090	56,930	2,793,550	
要配慮者数 (人) ※2	避難者数 (高齢者)	1日目～3日目	104,070	41,810	6,930	9,380	13,480	338,560	
		4日目～1週間後	92,110	36,560	6,180	9,380	13,480	330,380	
		1ヶ月後	70,350	28,490	4,300	4,140	6,510	253,710	
	避難者数 (要介護者)	1日目～3日目	34,130	12,560	1,940	2,760	3,920	103,040	
		4日目～1週間後	30,280	10,990	1,740	2,760	3,920	100,390	
		1ヶ月後	22,850	8,590	1,200	1,230	1,920	76,870	
	断水人口 (高齢者)	1日目～3日目	123,600	46,300	6,070	0	0	462,520	
		4日目～1週間後	81,330	28,330	3,490	0	0	424,920	
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	56,570	
	断水人口 (要介護者)	1日目～3日目	41,330	13,820	1,690	0	0	140,800	
		4日目～1週間後	27,700	8,450	980	0	0	128,890	
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	16,700	
家屋被害	高齢者	106,590	44,120	7,030	6,910	10,270	311,840		
	要介護者	34,480	13,290	1,960	2,050	3,020	94,900		
	直後	610,660	610,660	502,980	610,660	610,660	610,660		
帰宅困難者数 (人)	1日後	423,590	296,450	103,000	103,000	488,710	610,660		
	2日後	423,590	296,450	14,520	0	0	610,660		
自力脱出困難者数(要救出者数)(人)			5,930	2,120	300	*	*	64,520	
ライフ ライン	上水道	被害箇所数(箇所)	3,470	1,420	180	40	80	22,870	
		断水人口(人)	2,078,170	655,930	72,450	2,490	7,710	5,382,170	
		被害延長(km)	1,230	650	160	250	270	2,620	
	下水道	機能支障人口 (人)	407,520	198,510	38,290	74,110	80,230	792,010	
		都市ガス	供給停止件数 (戸)	415,680	30,830	45,500	0	0	1,972,960
		LPGガス	供給支障数(戸)	11,310	2,670	920	0	0	16,490
	電力	被害電柱数(本)	3,730	1,190	260	30	40	24,450	
		停電件数(軒)	4,241,380	1,394,600	2,059,500	1,972,290	1,972,440	4,587,250	
		被害電柱数(本)	4,000	1,310	330	30	40	25,540	
	通信	不通回線数(回線)	3,288,070	1,031,920	1,439,180	1,412,220	1,416,340	3,447,610	
交通被害	道路	被害橋梁数(箇所)	278	113	87	0	1	976	
	鉄道	運行停止区間数 (区間(駅間))	102	37	6	0	0	313	
	港湾	使用不能バース数 (箇所)	57	38	0	0	0	95	
その他	エレベータ停止(台)		10,760	4,060	480	280	310	11,440	
	災害廃棄物、建物被害(万トン)		2,145	775	154	106	183	9,450	
	ヘリポート機能支障(箇所)		210	80	*	*	20	300	
経済被害		直接被害額(億円)	151,082	50,596	9,175	9,726	14,494	489,075	
火災の「逃げ がたい」による死傷者 数(人)※4	死者数	計	650～ 2,660	200～770	10～30	0	0	2,930～ 10,740	
		重症者数	計	120～140	40	*	0	0	530～670
	中等症、 軽症者数	計	810～ 1,050	260～310	10	0	0	3,860～ 4,890	
		計	970～ 1,260	310～370	10	0	0	4,640～ 5,900	
従来の定義 の負傷者数 (人)※5	重症者数	計	13,390	5,400	900	380	530	56,200	
	軽傷者数	計	49,350	19,470	3,720	1,370	2,060	134,130	

(参考地震)冬の18時。

項目			元禄型 関東地震	相模トラフ沿いの 最大クラスの 地震	東長型 地震	明応型 地震	元禄型関東地震と 国府津・松田断層 帯の同時地震
モーメントマグニチュード (Mw)			8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ・液状化	295,260 棟	422,280 棟			
		急傾斜地崩壊	790 棟	990 棟			
		津波	22,630 棟	30,170 棟	12,510 棟	9,380 棟	23,550 棟
	半壊棟数	計	318,680 棟	453,440 棟			
		揺れ・液状化	361,400 棟	401,180 棟			
		急傾斜地崩壊	1,870 棟	2,330 棟			
火災	死者数	津波	60,710 棟	68,620 棟	33,110 棟	16,400 棟	64,030 棟
		計	423,980 棟	472,130 棟			
		揺れ・液状化	1,590 件	2,390 件			
	焼出火件数 (件)	残出火件数 (件)	880 件	1,590 件			
		焼失棟数 (棟)	55,240 棟	108,630 棟			
		津波による出火件数 (件)	40 件	50 件	30 件	20 件	40 件
死者数 (人) (津波のみ 深夜0時)	死者数	建物被害	12,140 人	17,250 人			
		急傾斜地崩壊	30 人	40 人			
		屋外落下物	* 人	* 人			
	死者数	ブロック塀等	90 人	110 人			
		屋内収容物	970 人	1,510 人			
		自動車・自転車等	* 人	* 人			
避難者数 (人)	避難者数	火災	340 人	840 人			
		津波	57,680 人	78,400 人	6,660 人	5,220 人	42,150 人
		計	71,250 人	98,150 人			
	1日目～ 3日目	避難所避難者数	1,511,310 人	1,864,640 人			
		避難所外避難者数	971,420 人	1,202,280 人			
		車中泊	304,620 人	379,040 人			
ライフ ライン 被害	都市ガス	供給停止件数 (件)	264,020 件	330,330 件			
		LPガス	198,250 件	245,530 件			
		電気	76,710 件	94,030 件			
	通信	通信障害 (件)	127,820 件	155,350 件			
		計	2,482,730 件	3,066,920 件			
交通被害	道路	道路閉鎖 (箇所)	1,060,310 箇所	1,060,310 箇所			
		自力脱出困難者 (人)	55,680 人	90,110 人			
		災害救助死 (人)	9,930 人	12,270 人			
	鉄道	被害箇所数 (箇所)	20,620 箇所	29,480 箇所			
		断水人口 (人)	5,183,690 人	6,285,400 人			
		断水延長 (km)	1,800km	2,250km			
その他	下水	被災者数 (人)	1,077,710 人	1,345,980 人			
		都市ガス	1,916,940 件	2,336,270 件			
		LPガス	15,880 件	18,810 件			
	電力	電圧低下 (件)	21,240 件	29,920 件			
		停電 (件)	2,057,590 件	3,199,510 件			
		通信	8,800 本	12,360 本			
交通被害	道路	不通区間 (区間)	1,767,510 区間	2,585,860 区間			
		道路	746 箇所	874 箇所			
		鉄道	321 区間	368 区間			
	港湾	被害バース数 (箇所)	27 箇所	37 箇所			
		エレ	5,940 台	8,810 台			
		エレ	7,640 台	12,470 台			
その他	災害	災害救助物資 (万円)	5,690 万円	7,960 万円			
		廃棄物	350～460 万t	390～520 万t			
		文化財	4 箇所	13 箇所			
	文化財	50m以上浸水 (箇所)	1 箇所	2 箇所			
		直接被害 (億円)	276,080 億円	385,370 億円			

※ *は1以上10未満を示す。
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。
 ※ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震について、津波による被害量は西側モデルの数値を用いている。
 ※ 帰宅困難者数は、「通勤・通学者」と「観光客」の合計を示している。

(参考地震)。

項目			想定地震 元禄型 関東地震	⑦ 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 ※6	⑧ 東長型地震	⑨ 明応型地震	⑩ 元禄型関東 地震と国府 津・松田断 層帯の連動 地震
モーメントマグニチュード (Mw)			8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	411,960	593,050	—	—	—
		液状化	15,900	17,470	—	—	—
		急傾斜地崩壊	1,280	1,350	—	—	—
	半壊棟数	津波	28,370	38,880	15,230	11,010	29,120
		(ダブルカウント) ※4	46,240	100,600	—	—	—
火災	死者数	計	411,280	550,150	—	—	—
		揺れ	406,370	415,460	—	—	—
		液状化	26,710	29,350	—	—	—
	死者数	急傾斜地崩壊	2,990	3,130	—	—	—
		津波	70,200	80,320	39,660	20,330	72,270
		(ダブルカウント) ※4	55,540	84,110	—	—	—
死傷者数 (人)	死者数	計	450,720	444,160	—	—	—
		出火件数 (箇所)	1,570	2,320	—	—	—
		焼失棟数 (棟)	169,780	284,870	—	—	—
	重傷者数	建物被害	15,110	21,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊	60	70	—	—	—
		屋外落下物	10	30	—	—	—
中等症 者数	中等症者数	ブロック塀等	750	910	—	—	—
		屋内収容物	1,770	2,810	—	—	—
		火災	1,330	2,850	—	—	—
	軽症者数	津波 ※2	81,330	118,740	4,160	2,890	74,610
		計	100,350	147,060	—	—	—
		建物被害	7,780	11,270	—	—	—
軽症者数	軽症者数	急傾斜地崩壊	*	*	—	—	—
		屋外落下物	50	100	—	—	—
		ブロック塀等	2,120	2,550	—	—	—
	軽症者数	屋内収容物	1,680	2,610	—	—	—
		津波 ※2	370	480	70	40	390
		計	12,000	17,020	—	—	—
軽症者数	軽症者数	建物被害	52,950	70,270	—	—	—
		急傾斜地崩壊	40	40	—	—	—
		屋外落下物	1,640	2,900	—	—	—
	軽症者数	ブロック塀等	12,490	15,060	—	—	—
		屋内収容物	14,560	22,680	—	—	—
		津波 ※2	2,360	3,050	470	230	2,500
軽症者数	軽症者数	計	84,040	114,000	—	—	—
		建物被害	59,210	69,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊	30	30	—	—	—
	軽症者数	屋外落下物	3,580	6,350	—	—	—
		ブロック塀等	11,270	13,600	—	—	—
		屋内収容物	20,630	32,200	—	—	—
軽症者数	軽症者数	津波 ※2	2,430	3,150	490	240	2,580
		計	97,160	124,980	—	—	—

※ *：わずか (計算上0.5以上10未満) 0：計算上0.5未満は0とした。
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。
 ※1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ・液状化・津波・火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。
 ※2 冬の平日0時の防災。木造建築物に全壊被害が無い場合は2階部分に避難できるものとした。
 ※3 高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。
 ※4 火災の「逃げ遅れ」による死者数は、想定手法の精度に懸念があるため、別掲としている。被害量は、想定される死者数の幅を示している (上原値、下原値ではない)。
 ※5 従来の被害想定調査において定義している重傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する重傷者、軽傷者は入院を要しない重傷者である。
 ※6 津波による被害量は西側モデルの数値を用いている。

(表を削除)

項目	想定地震	⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震	⑨ 慶長型地震	⑩ 明応型地震	⑪ 元禄型関東 地震と国府 津一松田断 層帯の連動 地震
モーメントマグニチュード (Mw)		8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
避難者数 (人)	1日目～3日目	3,983,000	4,888,110	—	—	—
	4日目～1週間後	3,883,480	4,779,450	—	—	—
	1ヶ月後	2,877,290	3,801,400	—	—	—
要配慮者数 (人)※2	避難者数 (高齢者※2)	1日目～3日目	361,460	440,140	—	—
		4日目～1週間後	353,370	431,590	—	—
		1ヶ月後	262,670	344,610	—	—
	避難者数 (要介護者※2)	1日目～3日目	109,910	134,580	—	—
		4日目～1週間後	107,270	131,790	—	—
		1ヶ月後	79,610	105,050	—	—
	断水人口 (高齢者※2)	1日目～3日目	462,520	557,640	—	—
		4日目～1週間後	424,920	515,240	—	—
		1ヶ月後	56,570	103,360	—	—
	断水人口 (要介護者※2)	1日目～3日目	140,790	170,920	—	—
		4日目～1週間後	128,890	157,430	—	—
		1ヶ月後	16,700	31,010	—	—
帰宅困難者数 (人)	高齢者	341,240	422,730	—	—	—
	要介護者	103,620	129,010	—	—	—
	直後	610,660	610,660	—	—	—
自力脱出困難者数(要救出者数)(人)	1日後	610,660	610,660	—	—	—
	2日後	610,660	610,660	—	—	—
	合計	64,520	107,220	—	—	—
ライフ ライン	上水道	被害箇所数(箇所)	22,870	34,280	—	—
		断水人口(人)	5,382,190	6,469,280	—	—
	下水道	被害延長(km)	2,620	3,600	—	—
		機能支障人口(人)	791,960	1,090,830	—	—
	都市ガス	供給停止件数(戸)	1,972,960	2,325,240	—	—
	LPガス	供給支障数(戸)	16,490	19,680	—	—
	電力	被害電柱数(本)	24,450	34,430	—	—
		停電件数(軒)	4,587,250	4,592,220	—	—
	通信	被害電柱数(本)	25,540	34,480	—	—
		不通回線数(回線)	3,450,750	3,470,470	—	—
交通被害	道路	被害橋梁数(箇所)	976	1,319	—	—
	鉄道	運行停止区間数 (区間(駅間))	313	358	—	—
	港湾	使用不能バース数 (箇所)	95	102	—	—
その他	エレベータ停止(台)	11,440	11,560	—	—	—
	災害廃棄物・建物被害(万トン)	9,864	13,277	—	—	—
	ヘリポート機能支障(箇所)	300	330	—	—	—
経済被害	直接被害額(億円)	534,314	704,363	—	—	—
火災の「逃げ惑い」による死傷者数(人)※4	死者数	計	2,930～10,740	4,930～19,120	—	—
	重症者数	計	530～670	920～1,190	—	—
	中等症者数	計	3,860～4,890	6,670～8,680	—	—
	軽症者数	計	4,640～5,900	8,020～10,480	—	—
従来の定義の負傷者数(人)※5	重傷者数	計	57,170	80,930	350	170
	軽傷者数	計	136,020	174,770	680	340

修 正 内 容	現 行 計 画
第4節 神奈川県地震防災戦略 県では、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、大規模地震による被害を軽減するための減災対策に取り組んでいます。県地震防災戦略は、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画です。 地震被害想定調査結果で想定された、大正型関東地震の3万人<u>近い</u>死者数（<u>災害関連死を含む</u>）を、<u>令和7年度から令和16年度までの10年間</u>で、半減させることを減災目標に、県地震防災戦略を<u>令和7年3月</u>に改定しました。県地震防災戦略は、「<u>誰一人取り残さない防災</u>」を<u>目指</u>したアクションプランです。これに基づいて、県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めていきます。 1 地震防災戦略改定の基本的な考え方 ○「<u>誰一人取り残さない</u>」防災を目指して <u>近年の地震災害では、高齢者や障害者などの要配慮者の被災率が高いことが指摘されています。また、地震災害のたびにクローズアップされる災害関連死の多くは要配慮者が占めているほか、避難所における女性や要配慮者の視点の欠如は、今なお繰り返される課題です。</u> <u>今後の災害対応を考える上では、様々な立場の県民の視点に立ち、特に、要配慮者など災害に弱い立場の方に目を向け、きめ細かな対策を講じることが必要です。</u> <u>新たな地震防災戦略では、「誰一人取り残さない防災」を目指し、地</u>	第4節 神奈川県地震防災戦略 県では、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、大規模地震による被害を軽減するための減災対策に取り組んでいます。県地震防災戦略は、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、<u>数値目標や</u>減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画です。 <u>第3節の地震被害想定調査結果で想定された、大正型関東地震の3万人を超える死者数を、平成28年度から平成36年度（令和6年度）までの9年間で、概ね半減させることを減災目標に、県地震防災戦略を平成28年3月に改定しました。県地震防災戦略は、「県民のいのちを守る」ことを最優先としたアクションプランです。これに基づいて、県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めていきます。また、重点施策の数値目標の進捗状況については、対象期間の概ね中間年に点検を実施し、課題について検討したうえで、必要に応じて数値目標等の見直しを行うこととされていることから、令和4年3月に中間検証を行いました。</u> しかし、減災目標を達成するためには、行政機関の取組（公助）だけでは足りません。県民や事業者等の取組（自助・共助）も含めた、自助・共助・公助が連携し一体となって、防災・減災対策を進めていく必要があります。なお、神奈川県防災会議が策定する県地震防災戦略は、県及び市町村が防災・減災の取組を進める上での指針となるものですが、すでに独自の地震防災戦略等を策定している市町村は、その地震防災戦略等に基づいて取組を進め、協調して県全体の防災・減災に取り組むこととします。 1 地震防災戦略改定の基本的な考え方 ○「<u>県民のいのちを守る</u>」ことを最優先に考える 「県民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標とします。減災目標の達成のため、地震の被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の軽減に有効な対策を「重点施策」と位置づけ、死者数の軽減を進めます。

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>震による直接死だけでなく、災害関連死も含め、一人でも多くの方を救う観点から、減災の取組を進めます。</u> ○ 自助・共助・公助が一体となった取組の推進 <u>減災目標は、行政機関の取組（公助）だけでは達成できません。県民や事業者等の取組（自助・共助）も含めた自助・共助・公助が連携し一体となって、県民総ぐるみで、いのちを守る、防災・減災対策を進めていく必要があります。</u> 2 減災目標 大正型関東地震による死者数の概ね半減	○ 自助・共助・公助が一体となった取組の推進 <u>防災・減災対策を推進するに当たっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでいくことが必要なことから、県民や事業者等の取組も、県地震防災戦略に位置づけています。</u> 2 減災目標 大正型関東地震による死者数の概ね半減

修正内容

3 減災目標の達成に向けたプロジェクト

地震の揺れによる建物の倒壊や津波や火災、土砂災害等による直接死のほか、避難生活の長期化による体調の悪化等の災害関連死の回避に有効な重点プロジェクトを展開し、減災目標の達成を目指します。

プロジェクト	重点的に取り組む施策	期待する減災効果	
		直接死	関連死
防災におけるDXの推進	災害情報の受伝達、避難対策、被災者支援など、いのちを救うための対策にデジタル技術を活用し、減災効果の更なる向上を図ります。	◎	◎
防災に関する知識・意識の向上	自分のいのちは自分で守る自助の意識、共に助け合う共助の意識を高め、被害の最小化を図ります。	◎	○
減災に資するインフラ整備	津波や土砂災害からいのちを守る施設やまちづくりの推進、避難者の生活を支えるライフラインを確保します。	◎	◎
建築物の耐震対策の推進	揺れによる直接死を防ぎ、安全な在宅避難で災害関連死も回避する観点から、住宅をはじめとする建築物の耐震化を進めます。	◎	○
避難対策の強化	危険を回避する避難行動の徹底、ストレスフリーな避難生活環境の確保を進め、地震による直接死、関連死の減少を図ります。	◎	◎
要配慮者対策	誰一人取り残さない観点から、災害の影響を強く受ける要配慮者が、被災を逃れ、安心・安全に避難生活が送れる環境を整備します。	◎	◎
地域防災の体制強化	地域の防災を担う消防団と自主防災組織等の活性化により、地域の助け合いでいのちを救う体制を強化します。	◎	○
災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化	地震直後の建物の倒壊や火災、避難生活の環境悪化など、地震による直接的・間接的な影響から、災害医療や保健福祉などの関係団体との緊密な連携によって、救えるいのちを救うための体制を強化します。	◎	◎
災害時応急・受援体制の強化	災害発生直後の人命救助、被災者の救護等の災害応急対策を迅速に行うための受援計画・環境整備などの体制を整備します。	◎	○
被災者の生活再建と被災地の迅速な復旧	避難生活の長期化に伴う体調悪化等による災害関連死を防ぐため、避難者に寄り添う、きめ細かな支援ができる体制を確保します。	＝	○

【凡例】◎：減災効果が特に見込めるプロジェクト

□□□○：減災効果が見込めるプロジェクト

現行計画

3 戦略の重点施策と数値目標

(1) 重点施策一覧

番号	重点施策	
	※[]内は地震災害対策計画内の主な関連箇所	
重点施策 1	住宅の耐震化	[第 2 章第 9 節]
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	[第 2 章第 9 節]
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	[第 2 章第 9 節]
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	[第 2 章第 9 節]
重点施策 5	防災訓練の実施（揺れ対策）	[第 3 章第 19 節]
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	[第 2 章第 5 節]
重点施策 7	防災知識の普及・啓発	[第 3 章第 18 節]
重点施策 8	防災教育の強化	[第 3 章第 18 節]
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	[第 3 章第 18 節]
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策）	[第 3 章第 16 節]
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	[第 3 章第 16 節]
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	[第 3 章第 9 節]
重点施策 13	医療救護訓練の実施	[第 3 章第 19 節]

修 正 内 容	現 行 計 画																																							
項番 2 削除	(2) 重点施策の数値目標 <table><tr><th>番 号</th><th>重 点 施 策</th><th>数 値 目 標 (指標) 【現況】 → 【目標】</th></tr><tr><td>重点施策 1</td><td>住宅の耐震化</td><td>住宅の耐震化率 89% (H25 年度) → 95% (R2 年度*)</td></tr><tr><td>重点施策 2</td><td>多数の者が利用する建築物の耐震化</td><td>多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H26 年度) → 95% (R2 年度*)</td></tr><tr><td>重点施策 3</td><td>防災拠点となる公共施設等の耐震化</td><td>防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94% (H26 年度) → 100% (R6 年度)</td></tr><tr><td>重点施策 4</td><td>屋内収容物等の耐震対策</td><td>家具固定率 50% (H26 年度) → 65% (R6 年度)</td></tr><tr><td>重点施策 5</td><td>防災訓練の実施 (揺れ対策)</td><td>シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)</td></tr><tr><td>重点施策 6</td><td>がけ崩れ等の対策</td><td>急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52% (H26 年度) → 60% (R6 年度)</td></tr><tr><td>重点施策 18</td><td>津波避難に関する啓発</td><td>津波避難計画作成沿岸市町数 7 市町 (H26 年度) → 15 市町 (R6 年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)</td></tr><tr><td>重点施策 19</td><td>津波からの一時避難施設や避難路等の整備</td><td>津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 - 市町 → 15 市町 (R6 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)</td></tr><tr><td>重点施策 20</td><td>防災訓練の実施 (津波対策)</td><td>津波避難訓練の実施率 73% (H26 年度) → 100% (各年度) (津波避難訓練実施市町数 / 15 (沿岸市町数))</td></tr><tr><td>重点施策 24</td><td>建物の防火・不燃化対策</td><td>感震ブレーカー等の設置率 - % → 10% (R6 年度)</td></tr><tr><td>重点施策 25</td><td>防災訓練の実施 (火災対策)</td><td>シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)</td></tr><tr><td>重点施策 26</td><td>消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)</td><td>自主防災組織の活動カバー率 79% (H25 年度) → 100% (R6 年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566 回 (H25 年度) → 7,400 回 (R6 年度) 消防団の装備の基準 (消防庁告示 H26.2.7 改正) に基づく安全確保のための装備の整備率 75% (H26 年度) → 100% (R6 年度)</td></tr></table> ※ 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。 ※ 令和元年 5 月 1 日より元号が「平成 (H)」から「令和 (R)」へと改元されたことに伴い、表記を改めました。 ※ 中間修正に伴い、以下のとおり目標値を変更しました。	番 号	重 点 施 策	数 値 目 標 (指標) 【現況】 → 【目標】	重点施策 1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89% (H25 年度) → 95% (R2 年度*)	重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H26 年度) → 95% (R2 年度*)	重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94% (H26 年度) → 100% (R6 年度)	重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率 50% (H26 年度) → 65% (R6 年度)	重点施策 5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)	重点施策 6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52% (H26 年度) → 60% (R6 年度)	重点施策 18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7 市町 (H26 年度) → 15 市町 (R6 年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)	重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 - 市町 → 15 市町 (R6 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)	重点施策 20	防災訓練の実施 (津波対策)	津波避難訓練の実施率 73% (H26 年度) → 100% (各年度) (津波避難訓練実施市町数 / 15 (沿岸市町数))	重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 - % → 10% (R6 年度)	重点施策 25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)	重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)	自主防災組織の活動カバー率 79% (H25 年度) → 100% (R6 年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566 回 (H25 年度) → 7,400 回 (R6 年度) 消防団の装備の基準 (消防庁告示 H26.2.7 改正) に基づく安全確保のための装備の整備率 75% (H26 年度) → 100% (R6 年度)
番 号	重 点 施 策	数 値 目 標 (指標) 【現況】 → 【目標】																																						
重点施策 1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89% (H25 年度) → 95% (R2 年度*)																																						
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89% (H26 年度) → 95% (R2 年度*)																																						
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94% (H26 年度) → 100% (R6 年度)																																						
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率 50% (H26 年度) → 65% (R6 年度)																																						
重点施策 5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)																																						
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52% (H26 年度) → 60% (R6 年度)																																						
重点施策 18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7 市町 (H26 年度) → 15 市町 (R6 年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)																																						
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 - 市町 → 15 市町 (R6 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)																																						
重点施策 20	防災訓練の実施 (津波対策)	津波避難訓練の実施率 73% (H26 年度) → 100% (各年度) (津波避難訓練実施市町数 / 15 (沿岸市町数))																																						
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 - % → 10% (R6 年度)																																						
重点施策 25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120 万人 (H26 年度) → 200 万人 (H30 年度*)																																						
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)	自主防災組織の活動カバー率 79% (H25 年度) → 100% (R6 年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566 回 (H25 年度) → 7,400 回 (R6 年度) 消防団の装備の基準 (消防庁告示 H26.2.7 改正) に基づく安全確保のための装備の整備率 75% (H26 年度) → 100% (R6 年度)																																						

修 正 内 容	現 行 計 画																														
項番3 削除	3 目標値の変更について 目標年度が経過している重点施策については、目標を達成していない重点施策や新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、事業を休止しているものもあるため、地震防災戦略対象期間である令和6年度まで対象期間を延長し、引き続き、取り組んでいくこととします。 <table><tr><th>番号</th><th>重点施策</th><th>指標</th><th>戦略策定時 (変更前)</th><th>目標</th><th>(変更後)</th></tr><tr><td>1</td><td>住宅の耐震化</td><td>住宅の耐震化率</td><td>89% (H25)</td><td>95%</td><td>(R6)</td></tr><tr><td>2</td><td>多数の者が利用する建築物の耐震化</td><td>多数の者が利用する建築物の耐震化率</td><td>89% (H26)</td><td>95%</td><td>(R6)</td></tr><tr><td>5</td><td>防災訓練の実施 (揺れ対策)</td><td>シェイクアウト訓練の参加者数</td><td>120 万人 (H26)</td><td>200 万人</td><td>(R6)</td></tr><tr><td>25</td><td>防災訓練の実施 (火災対策)</td><td>シェイクアウト訓練の参加者数 (再掲)</td><td>120 万人 (H26)</td><td>200 万人</td><td>(R6)</td></tr></table> ※ なお、重点施策1及び重点施策2については、「神奈川県耐震改修促進計画」の中で、以下のとおり、目標値が設定されています。 重点施策1：住宅の耐震化「令和12年度までに耐震性不十分な住宅をおおむね解消」 重点施策2：多数の者が利用する建築物の耐震化「令和7年度までに耐震性不十分な多数の者が利用する建築物をおおむね解消」	番号	重点施策	指標	戦略策定時 (変更前)	目標	(変更後)	1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率	89% (H25)	95%	(R6)	2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率	89% (H26)	95%	(R6)	5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数	120 万人 (H26)	200 万人	(R6)	25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 (再掲)	120 万人 (H26)	200 万人	(R6)
番号	重点施策	指標	戦略策定時 (変更前)	目標	(変更後)																										
1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率	89% (H25)	95%	(R6)																										
2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率	89% (H26)	95%	(R6)																										
5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数	120 万人 (H26)	200 万人	(R6)																										
25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 (再掲)	120 万人 (H26)	200 万人	(R6)																										

修 正 内 容	現 行 計 画
第5節 地震に関する観測・調査研究の推進 1 観測・調査研究の現状 <u>このほか</u>、県内活断層の長期評価の予測精度向上や地元自治体・住民の防災意識向上に資するため、「三浦半島断層群における重点的な調査<u>観測（令和5年度～令和7年度）</u>」に参加し<u>ました</u>。 3 今後の取組 (1) <u>令和5年度から6年度</u>にかけて実施した県地震被害想定調査によれば、県西部地震では、建物の全半壊棟数 <u>19,180</u> 棟、死者数 <u>260</u> 人、負傷者数 <u>3,000</u> 人におよぶという甚大な被害が想定されています。 第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 1 計画の進め方 (3) 男女共同参画等の推進 地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、<u>平時からジェンダー主流化を意識するとともに</u>、男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。 5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3) 指定地方行政機関 ア 関東管区警察局 <u>イ 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）</u> <u>（ア）被災者への生活支援情報の提供</u> <u>（イ）専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>（ウ）特別行政相談所の開設</u> <u>ウ 関東財務局（横浜財務事務所）</u> <u>エ 関東農政局（神奈川県拠点）</u>	第5節 地震に関する観測・調査研究の推進 1 観測・調査結果の現状 <u>令和5年度からは</u>、「三浦半島断層群に、県内活断層の長期評価の予測精度向上や地元自治体・住民の防災意識向上に資するため、<u>3年間の予定で</u>「三浦半島断層群における重点的な調査<u>研究</u>」に参加し<u>ます</u>。 3 今後の取組 (1) <u>平成25年度から26年度</u>にかけて実施した県地震被害想定調査によれば、県西部地震では、建物の全半壊棟数 <u>25,530</u> 棟、死者数 <u>880</u> 人、負傷者数 <u>4,620</u> 人におよぶという甚大な被害が想定されて<u>います</u>。 第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 1 計画の進め方 (3) 男女共同参画等の推進 地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、<u>被災時における</u>男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。（以下略） 5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3) 指定地方行政機関 ア 関東管区警察局 <u>（追加）</u> <u>イ 関東財務局（横浜財務事務所）</u> <u>ウ 関東農政局（神奈川県拠点）</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>オ</u> 関東森林管理局 <u>カ</u> 関東経済産業局 <u>キ</u> 関東東北産業保安監督部 <u>ク</u> 関東運輸局 <u>ケ</u> 関東運輸局（神奈川運輸支局） <u>コ</u> 東京航空局（東京空港事務所） <u>サ</u> 第三管区海上保安本部 <u>シ</u> 東京管区气象台（横浜地方气象台） <u>ス</u> 関東総合通信局 （略） （ウ）災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸出し <u>セ</u> 神奈川労働局 <u>ソ</u> 関東信越厚生局 <u>タ</u> 国土地理院関東地方測量部 （ア）災害時等における地理空間情報の整備・提供<u>に関すること</u> （イ）復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言<u>に関すること</u> （ウ）地殻変動の監視<u>に関すること</u> <u>（エ）災害教訓の伝承に関すること</u> <u>チ</u> 関東地方整備局 <u>ツ</u> 南関東防衛局 <u>テ</u> 関東地方環境事務所 （４）指定公共機関 （略） イ 電信電話機関（<u>NTT</u>東日本(株)神奈川事業部、<u>NTTドコモビジネス</u>(株)、(株)<u>NTT</u>ドコモ神奈川支店） （略） エ 日本赤十字社（神奈川県支部） （略） <u>（キ）復旧・復興に関する業務</u> <u>（ク）防災・減災に関する業務</u> （５）指定地方公共機関等 ア 鉄道機関（東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、	<u>エ</u> 関東森林管理局 <u>オ</u> 関東経済産業局 <u>カ</u> 関東東北産業保安監督部 <u>キ</u> 関東運輸局 <u>ク</u> 関東運輸局（神奈川運輸支局） <u>ケ</u> 東京航空局（東京空港事務所） <u>コ</u> 第三管区海上保安本部 <u>サ</u> 東京管区气象台（横浜地方气象台） <u>シ</u> 関東総合通信局 （略） （ウ）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し <u>ス</u> 神奈川労働局 <u>セ</u> 関東信越厚生局 <u>ソ</u> 国土地理院関東地方測量部 （ア）災害時等における地理空間情報の整備・提供 （イ）復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 （ウ）地殻変動の監視 <u>（追加）</u> <u>タ</u> 関東地方整備局 <u>チ</u> 南関東防衛局 <u>ツ</u> 関東地方環境事務所 （４）指定公共機関 （略） イ 電信電話機関（東日本<u>電信電話</u>(株)神奈川事業部、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニティケーションズ</u>(株)、(株)<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>神奈川支店） （略） エ 日本赤十字社（神奈川県支部） （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> （５）指定地方公共機関 ア 鉄道機関（東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、

修 正 内 容	現 行 計 画
京王電鉄(株)、<u>(株)小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘 南モノレール(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株) (略) イ 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急モビリティ(株)</u>、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会 第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 【現状】 ○ <u>さらに、盛土による災害を防止するため、県、政令市及び中核市等は、令和5年5月26日に施行された、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)に基づき、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的に関わらず、危険な盛土を規制していきます。</u> ○ <u>また、民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については、都市計画法及び関係法令の技術基準に照らし、排水や擁壁についての審査及び指導を行っています。</u> 【課題】 ○ <u>県、政令市及び中核市は、盛土の安全確保を図るため、令和7年4月1日に県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定し、運用を開始したところです。しかし、同法運用開始前に県土砂条例の許可を得ずに行われた盛土や、同条例の許可内容を逸脱している盛土等が依然として残っており、適切な対応が必要です。</u>	(株)、京王電鉄(株)、<u>箱根登山鉄道(株)</u>、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株) (略) イ 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急湘南バス(株)</u>、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会) 第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 【現状】 (略) ○ 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については、都市計画法の<u>技術基準、及び宅地造成工事規制区域の指定区域内においては、宅地造成等規制法</u>の技術基準に照らし、排水や擁壁についての審査及び指導を行っています。 ○ <u>こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は平成7年の阪神・淡路大震災に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国はこの経験を踏まえ、宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行いました。</u> ○ さらに、盛土による災害を防止するため、都市計画法をはじめとする土地利用規制に関する法令に加え、県及び一部市町では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め、盛土の形状をはじめ排水施設や擁壁等について安全基準等に基づく審査及び指導を行っています。 【課題】 ○ <u>盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。そのため、令和3年に静岡県で発生した土石流災害の教訓を踏まえ、令和4年5月に成立した盛土規制法に適切に対応する必要があります。</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
【取組の方向】 ○ 県は、自然災害による被害の発生を回避した土地利用を進めるため、地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を県民に提供するとともに、都市防災基本計画における土地利用の規制・誘導、避難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。 - また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備や、<u>事前復興まちづくり計画策定に向けた事業計画の策定など</u>について技術的支援を行います。 (略) ○ <u>県は、定期的なパトロールを実施し、不適切な盛土の監視を強化するとともに、必要に応じて得られた情報を市町村や県警察と共有し、対策に活かしていきます。</u> 【主な事業】 2 災害に強いまちづくりの促進 ○ 県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動、<u>防災まちづくり拠点等の地区公共施設等整備及び事前復興まちづくり計画策定について、必要となる国の交付金確保に向けた取組など</u>を支援していきます。 [県土整備局] <u>4 危険を回避した土地利用</u> <u>5 市街地の整備</u> <u>6 開発許可に係わる安全性の配慮</u>	【取組の方向】 ○ 県は、自然災害による被害の発生を回避した土地利用を進めるため、地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を県民に提供するとともに、都市防災基本計画における土地利用の規制・誘導、避難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。 - また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備について、<u>事業計画の策定や交付金の採択</u>について技術的支援を行います。 (略) ○ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に併せ、県は、宅地の安全確保のため、基礎調査を実施した上で、各市町村の意見を聞きながら、宅地造成等工事規制区域の指定を行うとともに、開発事業者に対しては、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行っていきます。また、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めていきます。</u> 【主な事業】 2 災害に強いまちづくりの促進 ○ 県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び<u>防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備について、都市防災総合推進事業の採択に向けた取組</u>を支援していきます。 [県土整備局] <u>4 宅地造成地の災害防止</u> <u>県は、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めます。</u> <u>5 危険を回避した土地利用</u> <u>6 市街地の整備</u> <u>7 開発許可に係わる安全性の配慮</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>7</u> 盛土の安全性の把握 資 料 2－1－(2) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u> 第2節 防災空間の確保 【現状】 ○ 県では、大規模な地震・津波災害の発生時に、延焼防止や避難場所として、また救援活動の場として防災上重要な役割を持っている市街地及びその周辺の良い都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市公園については、県立都市公園 27 箇所 <u>726</u>ha を始め <u>5,388</u>ha を整備(令和<u>6</u>年3月31日現在)し、緑地についても特別緑地保全地区 815.4ha、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(令和4年3月31日現在)しています。 【主な事業】 1 都市公園の整備 ○ 県は、県立都市公園の<u>再整備や拡大整備</u>を推進するとともに、延焼火災からの避難、救援活動、避難者の比較的長期な滞在利用等が想定される都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備（災害種類別の「指定緊急避難所」や「指定避難所」の指定表示や避難誘導表示、入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。 [県土整備局] 第3節 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策 【現状】 ○ 自然災害に対する安全<u>性</u>を高めるため、県が管理する橋りょうの耐震補強や、<u>斜面の土砂崩落対策</u>を実施しています。	<u>8</u> 盛土の安全性の把握 資 料 2－1－(2) <u>宅地造成工事規制区域図</u> 第2節 防災空間の確保 【現状】 ○ 県では、大規模な地震・津波災害の発生時に、延焼防止や避難場所として、また救援活動の場として防災上重要な役割を持っている市街地及びその周辺の良い都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市公園については、県立都市公園 27 箇所 <u>725</u>ha を始め <u>5,304</u>ha を整備(令和<u>4</u>年3月31日現在)し、緑地についても特別緑地保全地区 815.4ha、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(令和4年3月31日現在)しています。(以下略) 【主な事業】 1 都市公園の整備 ○ 県は、県立都市公園の<u>新規整備及び既存公園の拡充</u>を推進するとともに、延焼火災からの避難、救援活動、避難者の比較的長期な滞在利用等が想定される都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備（災害種類別の「指定緊急避難所」や「指定避難所」の指定表示や避難誘導表示、入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。 [県土整備局] 第3節 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策 【現状】 ○ 自然災害に対する安全<u>度</u>を高めるため、県が管理する橋りょうの耐震補強や、<u>道路法面の防災工事</u>を実施しています。

修 正 内 容	現 行 計 画
【課題】 ○ 道路利用者を災害から守るためには、橋りょうの耐震補強や<u>斜面の土砂崩落対策</u>などのハード対策とともに、気象や災害発生などの情報を提供し、注意を促すソフト対策が必要です。 【主な事業】 1 道路の<u>安全対策</u> ○ 県は、緊急輸送道路となる防災上重要な広域的幹線道路の多車線化を進めることや、<u>避難路となる道路は</u>歩道の広幅員化を進めるなど、防災の視点を重視して施設の整備拡充を図ります。 また、災害情報が発表された際に、道路利用者にいち早く情報を提供できる道路情報板の<u>整備</u>を進めます。 [県土整備局] ○ 県は、トンネルや<u>道路沿いの斜面</u>、横断歩道橋<u>等</u>の安全点検を実施し、必要な補強工事<u>等</u>を実施します。 [県土整備局] 2 橋りょうの<u>安全対策</u> <u>○ 県は、道路橋の安全点検を実施し、必要な補強工事等を実施します。</u> [県土整備局] 3 港湾の<u>安全対策</u> 4 漁港の<u>安全対策</u> 5 市町村の管理する道路、橋りょうの<u>安全対策</u> 6 鉄道施設の<u>安全対策</u> 第4節 津波対策 【現状】 ○ 県は、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定について、沿岸市町の意向のある地域から段階的に指定を進め<u>ていきます。</u>	【課題】 ○ 道路利用者を災害から守るためには、橋りょうの耐震補強や<u>道路法面の防災工事</u>などのハード対策とともに、気象や災害発生などの情報を提供し、注意を促すソフト対策が必要です。 【主な事業】 1 道路の<u>整備</u> ○ 県は、緊急輸送道路となる防災上重要な広域的幹線道路の多車線化を進めることや、<u>避難路となる道路は</u>歩道の広幅員化を進めるなど、防災の視点を重視して施設の整備拡充を図ります。 また、災害情報が発表された際に、道路利用者にいち早く情報を提供できる道路情報板の<u>設置</u>を進めます。 [県土整備局] ○ 県は、トンネルや横断歩道橋の安全点検を実施し、必要な補強工事を実施します。 [県土整備局] 2 橋りょうの<u>整備</u> (追加) 3 港湾の<u>整備</u> 4 漁港の<u>整備</u> 5 市町村の管理する道路・橋りょう 6 鉄道施設の<u>整備</u> 第4節 津波対策 【現状】 ○ 県は、<u>平成31年3月</u>、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定について、沿岸市町の意向のある地域から段階的に指定を進め<u>る方針をとりまとめ公表しました。また、令和元年12月には、小田原ブ</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
【主な事業】 3 情報伝達体制等の整備 ○ 県は、沿岸域の状況を把握するため、監視カメラを設置して<u>おり、アクセス集中に強い配信</u>システムの<u>確保</u>を図ります。 [県土整備局] 第5節 がけ崩れ対策等の推進 【主な事業】 4 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等 ○ 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネット等により周知します。また、パトロール等を実施し、指定区域<u>内における、土砂災害を誘発助長する行為の</u>制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行います。 [県土整備局] 5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等 ○ 県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。特に、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域については、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制や、<u>建築基準法に基づいた建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等が行われます。</u> [県土整備局] 資 料 2-5-(1) <u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表</u> 2-5-(2) <u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積</u>	<u>ロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を、令和3年3月には、藤沢市及び二宮町を、同年8月には大磯町を津波災害警戒区域に指定しました。</u> 【主な事業】 3 情報伝達体制等の整備 ○ <u>沿岸市町は、災害時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システム等の整備に努めます。</u>県は、沿岸域に監視カメラを設置し、<u>遠隔地から津波の状況を把握する</u>システムの<u>整備</u>を図ります。 [県土整備局] 第5節 がけ崩れ対策等の推進 【主な事業】 4 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等 ○ 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネット等により周知します。また、パトロール等を実施し、指定区域の<u>管理及び保全について</u>制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行います。 [県土整備局] 5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等 ○ 県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。特に、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域については、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制、<u>建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等による対策を行います。</u> [県土整備局] 資 料 2-5-(1) <u>急傾斜地崩壊危険箇所指定区域（年度別達成率表）</u> 2-5-(2) <u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
2-5-(3) <u>市町村別地すべり防止区域指定一覧表</u> 2-5-(4) <u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表</u> 2-5-(5) <u>市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表</u>	2-5-(3) <u>市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表</u> 2-5-(4) <u>市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積</u> 2-5-(5) <u>急傾斜地崩壊危険箇所等（市町村別）</u> 2-5-(6) <u>市町村別地すべり危険箇所一覧表</u> 2-5-(7) <u>市町村別地すべり防止区域指定一覧表</u> 2-5-(8) <u>市町村別土石流危険渓流一覧表</u> 2-5-(9) <u>市町村別砂防指定地（土石流危険渓流）一覧表</u> 2-5-(10) <u>土石流危険渓流等（市町村別）</u> 2-5-(11) <u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表</u> 2-5-(12) <u>市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表</u>
第6節 ライフラインの安全対策 【現状】 ○ 電話・通信については、<u>NTT東日本</u>（以下「NTT東日本」という。）、<u>NTTドコモビジネス</u>（以下「NTTドコモビジネス」という。）及びNTTドコモにおいて、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 【取組の方向】 ○ 都市ガスについては、東京ガス及び東京ガスネットワークが、現状の安全対策の推進に加え、LNG基地・整圧所設備における防火設備、保安用電力などの<u>確保</u>を行い、二次災害防止に努めます。 （略） ○ <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めます。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めます。</u> ○ <u>電線管理者は、電柱・電線の除去作業を直接行う必要があるため、</u>	第6節 ライフラインの安全対策 【現状】 ○ 電話・通信については、東日本<u>電信電話</u>（以下「NTT東日本」という。）<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u>（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）及びNTTドコモにおいて、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 【取組の方向】 ○ 都市ガスについては、東京ガス及び東京ガスネットワークが、現状の安全対策の推進に加え、LNG基地・整圧所設備における防火設備、保安用電力などの<u>強化</u>を行い、二次災害防止に努めます。 （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>道路管理者と電線管理者で協定を結ぶ等により、あらかじめ作業の流れや役割分担を決めておきます。</u> 【主な事業】 2 下水道施設 <u>(削除)</u> 4 電気、ガス、通信サービス ○ 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備、電気自動車・燃料電池自動車などの<u>導入促進</u>を図ります。 <u>[環境農政局]</u> 第8節 危険物等施設の安全対策 【主な事業】 1 事業者に対する指導 ○ 県<u>及び政令指定都市</u>は、高圧ガス事業者に対して、最新の津波浸水予測図及び津波浸水想定図や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。 <u>[くらし安全防災局]</u> 第9節 建築物等の安全確保対策 【主な事業】 1 法や計画等に基づく耐震化の促進 ○ <u>県は、1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅やマンション、2000年以前に建てられた新耐震基準の木造住宅などについて、市町村による耐震化の取組を支援します。[くらし安全防災局]</u> 6 防災上重要建築物等の耐震性向上のための取組 ○ 県は、県営住宅の計画的な建替えを進めながら、<u>耐震性の向上に取り組みます。</u>	【主な事業】 2 下水道施設 ○ <u>県は、県管理下水道処理場の放流水吐き口からの逆流を防止する津波対策を実施していきます。</u> <u>[県土整備局]</u> 4 電気、ガス、通信サービス ○ 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの<u>分散型電源の普及促進</u>を図ります。 <u>[産業労働局]</u> 第8節 危険物等施設の安全対策 【主な事業】 1 事業者に対する指導 ○ 県は、高圧ガス事業者に対して、最新の津波浸水予測図及び津波浸水想定図や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。 <u>[くらし安全防災局]</u> 第9節 建築物等の安全確保対策 【主な事業】 1 法や計画等に基づく耐震化の促進 <u>(追加)</u> 6 防災上重要建築物等の耐震性向上のための取組 ○ 県は、県営住宅の計画的な建替えを進めながら、<u>耐震診断を実施し、必要な耐震化を進めます。</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
9 造成宅地の耐震化の推進 ○ 県は、県民の防災意識を高めるために、大規模盛土造成地マップを作成・公表しました。引き続き、大規模盛土造成地の地震時の安全性向上のために、詳細調査<u>等</u>を進めます。 [県土整備局] 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充 【現状】 <u>○ 発災後における概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機を導入しました。</u> 【課題】 ○ <u>国が令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)などの積極的な活用を見据えつつ、</u>災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能(AI)を活用するなど防災・減災におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進する必要があります。 ○ 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、円滑で着実な運用を図る必要があります。 【主な事業】 1 災害情報受伝達体制の充実 ○ 県は、「防災行政通信網」の<u>活用により、県機関、</u>市町村及び防災関係機関との円滑な情報共有に努めます。 [くらし安全防災局] <u>○ 県は、通信断絶時でも情報の受伝達が可能な衛星通信機器を配備します。</u> [くらし安全防災局]	9 造成宅地の耐震化の推進 ○ 県は、県民の防災意識を高めるために、大規模盛土造成地マップを作成・公表しました。引き続き、大規模盛土造成地の地震時の安全性向上のために、詳細調査を進めます。 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害情報の収集・提供体制の拡充 【現状】 <u>(追加)</u> 【課題】 ○ <u>現在、国が開発を進めているSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)などの積極的な活用を見据えつつ、</u>災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能(AI)を活用するなど防災・減災におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進する必要があります。 ○ 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、<u>最新のICTを再整備により導入し、</u>円滑で着実な運用を図る必要があります。 【主な事業】 1 災害情報受伝達体制の充実 ○ 県は、「防災行政通信網」の<u>再整備により、ネットワークの冗長化による</u>情報受伝達の確実性の強化、稼働状況の常時監視・ウイルス対策などのセキュリティ強化及び被災現場等からの映像伝達機能やWEB会議機能の構築による利便性の向上により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有をさらに円滑にします。 [くらし安全防災局] <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
資 料 <u>3－1－(6) 災害時における無人航空機による協力に関する協定（JDRONE）</u> <u>3－1－(7) 災害時における無人航空機による協力に関する協定（フレッシュハウス）</u> <u>3－1－(8) 災害時における無人航空機による協力に関する協定（クライスマップス・ジャパン）</u> <u>3－1－(9) 災害時における無人航空機による協力に関する協定（ドローン協会）</u> <u>3－1－(10) 災害時における避難施設の情報提供に関する協定（バカン）</u> 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充 【主な事業】 1 災害対策本部の組織体制の充実等 ○ 県は、災害時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置や物資の備蓄等にも留意します。 [総務局、くらし安全防災局] (略) ○ 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、<u>地震と連続する風水害といった複合災害など</u>、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練や図上訓練のほか、職員の緊急参集訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。 [くらし安全防災局] 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 【現状】 ○ 市町村の消防水利は、令和7年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>124,130</u> 基を整備しています。	資 料 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充 【主な事業】 1 災害対策本部の組織体制の充実等 ○ 県は、災害時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置等にも留意します。 [総務局、くらし安全防災局] (略) ○ 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。 [くらし安全防災局] 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 【現状】 ○ 市町村の消防水利は、令和3年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>122,192</u> 基を整備しています

修 正 内 容	現 行 計 画
【主な事業】 1 ヘリコプター等の活用 ○ 県は、<u>民間ヘリコプターのチャーター機による災害時の要員や物資の輸送等を行います。</u> [くらし安全防災局] 5 市町村消防の強化 ○ 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、<u>消防用</u>資機材等の整備を支援します。 [くらし安全防災局] ○ 県は、Kアラート<u>の運用</u>やかながわ版ディザスターシティ<u>の活用</u>、<u>かながわ消防訓練等を通じて</u>、市町村消防力の強化に努めます。 [くらし安全防災局] 第5節 避難対策 【現状】 ○ 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、<u>令和6年8月には国が令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけたことや令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ修正しました。</u> 【主な事業】 3 避難所の運営管理 ○ 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、<u>女性や子ども、要配慮者の視点に立った、より良い避難所運営管理を実現するため、避難生活の向上に必要な資機材の備蓄や市町村の資機材の備蓄に対する支援のほか、</u>必要に応じて避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局] ○ （略） さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド・<u>エアベッド等の簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し用具、<u>キッチン資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u>	【主な事業】 1 ヘリコプター等の活用 <u>(追加)</u> 5 市町村消防の強化 ○ 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、<u>防災用</u>資機材等の整備を支援します。 ○ 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティ<u>を活用し</u>、市町村消防力の強化に努めます。 [くらし安全防災局] 第5節 避難対策 【現状】 ○ 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、<u>平成30年3月には国の新たな指針やガイドライン、平成28年の熊本地震の教訓などを基に修正しました。</u> 【主な事業】 3 避難所の運営管理 ○ 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、<u>より良い避難所運営管理を実現するため、</u>必要に応じて避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局] ○ （略） さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>ク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、</u>毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。 この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、<u>停電時にも稼働可能な空調設備の利用促進</u>や再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 5 住民への周知 <u>○ 県は、「かながわ防災パーソナルサポート」などにより避難に関する情報を提供します。</u> <u>[くらし安全防災局]</u> 資 料 3－5－(4) <u>応急仮設住宅建設能力一覧表</u> <u>3－5－(8) 災害時における避難所等確保の支援に関する協定</u> <u>3－5－(9) 電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定</u> <u>3－5－(10) 災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定</u> 第6節 帰宅困難者対策 【現状】 ○ 県の地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、<u>最大 106</u>万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しています。 資 料 3－6－(2) <u>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（四</u> <u>都市・ウェインズトヨタ神奈川（株）</u> 3－6－(3) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u>	蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。 この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 5 住民への周知 <u>(追加)</u> 資 料 3－5－(4) <u>（一社）プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第6節 帰宅困難者対策 【現状】 ○ 県の地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、<u>61</u>万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しています。 資 料 3－6－(2) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九</u> <u>都都市）</u> 3－6－(3) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>(九都県市)</u> 3－6－(4) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u> <u>(四県市・日産自動車株)</u> 3－6－(5) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u> <u>(四県市・神奈川県理容生活衛生同業組合)</u> 第7節 要配慮者等に対する対策 【現状】 <u>○ 県は、災害時に迅速かつ的確な福祉サービスを提供するために、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、社会福祉施設等の被害状況などの必要な情報を把握する厚生労働省の「災害時情報共有システム」を活用しています。</u> 【課題】 <u>○ 県は、災害時に社会福祉施設等の被災状況等の情報を迅速に収集するため、関係部局や社会福祉施設等の職員に対して、災害時情報共有システムの操作等に係る訓練の定期的な実施に努める必要があります。</u> 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。<u>言語的な支援体制だけでなく、文化や生活習慣にも配慮した体制の整備に努めます。</u> <u>○ 県が被災した場合は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めます。</u> <u>○ 県は、迅速かつ的確な福祉支援サービスを提供するために、災害時情報共有システム等を活用して社会福祉施設の情報を収集します。</u> 【主な事業】 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 ○ 県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。	<u>県市・日産自動車株)</u> 3－6－(4) <u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四</u> <u>県市・神奈川県理容生活衛生同業組合）</u> <u>(追加)</u> 第7節 要配慮者等に対する対策 【現状】 <u>(追加)</u> 【課題】 <u>(追加)</u> 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 【主な事業】 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 ○ 県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。

修 正 内 容	現 行 計 画
[くらし安全防災局、福祉子どもみらい局] ○ <u>県は、市町村の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、市町村に対してデジタル技術を活用するよう助言等を行います。</u> ○ <u>県は、市町村の個別避難計画作成を促進するため、市町村と連携して、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めます。</u> 4 社会福祉施設等の対策 ○ 社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。 ○ <u>県は、市町村と連携して災害時情報共有システムを活用するなど、社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。</u> [福祉子どもみらい局] ○ 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識、<u>業務継続計画（BCP）、災害時情報共有システムの操作等の</u>災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育の推進や避難訓練等を実施します。 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 【現状】 ○ 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）<u>・レトルト米</u>、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。 【課題】 ○ 東日本大震災や平成28年熊本地震、<u>令和6年能登半島地震</u>では、道路被害や集積場所での人員不足などで、県から市町村の集積場所への	[くらし安全防災局、福祉子どもみらい局] <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 4 社会福祉施設等の対策 ○ 社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。 <u>(追加)</u> ○ 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育の推進や避難訓練等を実施します。 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 【現状】 ○ 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。 【課題】 ○ 東日本大震災や平成28年熊本地震では、道路被害や集積場所での人員不足などで、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所ま

修 正 内 容	現 行 計 画
輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、大規模地震等の災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。 資 料 <u>3－8－(13) 井戸水検査状況一覧表</u> 3－8－(13) 生活必需物資の災害時調達先一覧表 3－8－(14) 応急食料の調達協定締結先一覧 3－8－(15) 応急食料の調達協力企業等一覧 第9節 医療・救護・防疫対策 【現状】 ○ 県では、大規模地震等の災害時に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。 ○ 保健医療<u>福祉</u>調整本部には、保健医療<u>福祉</u>調整本部の部長の指揮下で、医療救護に関して<u>助言及び支援</u>を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。 ○ 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわD P A T）を<u>編成する「かながわ</u>	での配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、大規模地震等の災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。 資 料 <u>3－8－(13) 井戸水検査状況一覧表</u> 3－8－(14) 生活必需物資の災害時調達先一覧表 3－8－(15) 応急食料の調達協定締結先一覧 3－8－(16) 応急食料の調達協力企業等一覧 第9節 医療・救護・防疫対策 【現状】 ○ 県では、大規模地震等の災害時に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、<u>保健医療救護計画</u>を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。 ○ 保健医療調整本部には、保健医療調整本部長の指揮下で、医療救護に関して<u>必要な判断・調整等</u>を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。 ○ 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわD P A T）を<u>整備しています。</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>D P A T登録医療機関等」を登録しています。</u> ○ <u>県では、被災地域等で地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供等を行う災害支援ナースを派遣する施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結しています。</u> ○ 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班等の派遣を、神奈川DMA T指定病院に神奈川DMA T、神奈川DMA T－L指定病院に神奈川DMA T－L、<u>かながわD P A T登録医療機関等</u>に<u>かながわD P A T、災害支援ナース協定締結施設</u>に災害支援ナースの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA T <u>等</u>の本県への派遣を要請します。 また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、<u>県栄養士会</u>、<u>かながわ鍼灸マッサージ推進協議会</u>、<u>神奈川県放射線技師会</u>と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。 【課題】 ○ 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療<u>福祉</u>調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。 ○ さらに、迅速に保健医療<u>福祉</u>調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。 【取組の方向】 ○ 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、神奈川県<u>災害時保健医療救護計画</u>を推進します。 ○ 県は、<u>医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害拠点病院、災害協力病院の機能強化等に向けた取組や、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、神奈川DMA T、神奈川DMA T－L、</u>	<u>(追加)</u> ○ 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班等の派遣を、神奈川DMA T指定病院に神奈川DMA T、神奈川DMA T－L指定病院に神奈川DMA T－Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。 また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、かながわ鍼灸マッサージ推進協議会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。 【課題】 ○ 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。 ○ さらに、迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。 【取組の方向】 ○ 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県保健医療救護計画」を推進します。 ○ 県は、<u>災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T－L指定病院の機能強化等に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や</u>実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>かながわD P A T、災害支援ナースの充実強化</u>や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。 ○ 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。 <u>○ 県は、円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(D H E A T)や被災者の健康管理を支援する保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施します。</u> 【主な事業】 2 災害拠点病院の機能強化等 ○ 県は、災害拠点病院、災害協力病院<u>の機能強化等に向けて取り組むとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、神奈川D M A T、神奈川D M A T－L、かながわD P A T、災害支援ナースの充実強化等</u>に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。 [健康医療局] 3 医療機関相互の連携強化等 ○ 県は、E M I Sの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局] <u>○ 県は、平時から保健医療福祉調整本部の関係機関等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めます。</u> [健康医療局、福祉子どもみらい局] 第10節 文教対策 【課題】 <u>○ 災害時における児童・生徒の学びの継続のため、災害により教職員が被災者となった場合に備え、災害時の教職員の確保を図る必要があります。</u>	制の整備に努めます。 ○ 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。 <u>(追加)</u> 【主な事業】 2 災害拠点病院の機能強化等 ○ 県は、災害拠点病院、災害協力病院、<u>神奈川D M A T指定病院、神奈川D M A T－L指定病院の機能強化等</u>に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。 [健康医療局] 3 医療機関相互の連携強化 ○ 県は、E M I Sの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局] <u>(追加)</u> 第10節 文教対策 【課題】 <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
【取組の方向】 ○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 ○ <u>児童・生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用します。</u> 第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>413</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強<u>や斜面の土砂崩落対策</u>を進めています。 ○ 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の<u>道路啓開</u>、復旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。 ○ このため、道路管理者等は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項により、災害が発生した場合において、<u>区間を指定して、緊急車両の通行の妨げになる車両等を、道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることがあります。</u> ○ 国は、平成 30 年 3 月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、<u>災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。また、令和 7 年 4 月の道路法等の改正において、大規模な災害が発生した場合に緊急輸送の確保を図るため、第 28 条の 2 第 1 項に基づく協議会における協議を経て、道路啓開計画を定めることや、災害時における代行制度の拡充などが規定されました。</u> 【課題】 ○ <u>災害時には、陸路からの輸送に加え、船舶による海上からの輸送が行えるよう</u>、岸壁など港湾施設の十分な耐震性の確保が課題となります。	【取組の方向】 ○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 ○ <u>(追加)</u> 第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 【現状】 ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>394</u> 路線を緊急輸送道路として事前 に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。 ○ 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。 ○ このため、道路管理者等は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措 置を命ずること<u>になります。</u> ○ 国は、平成 30 年 3 月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、<u>国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。</u> 【課題】 ○ 船舶による海上からの<u>大量輸送は重要になりますが</u>、岸壁など港湾施設の十分な耐震性の確保が 課題となります。

修 正 内 容	現 行 計 画
【主な事業】 1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備 ○ 県、市町村及び道路管理者は、橋りょうの耐震補強や斜面の土砂崩落対策、無電柱化を進めるとともに、橋りょう、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めています。さらに、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。 [県土整備局] 3 発災前の緊急通行（輸送）車両の確認申出 ○ 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の発災前の確認申出手続の推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両確認制度の活用にあります。 [くらし安全防災局、警察本部] 5 港湾の整備及び復旧体制の整備 ○ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、行政等の関連機関や建設業者等と連携のもと、災害時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討します。 6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化 ○ 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。 また、緊急輸送道路の機能の確保に向け、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。 [くらし安全防災局、県土整備局、警察本部] 資 料 3-11-(1) 緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領	【主な事業】 1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備 ○ 県、市町村及び道路管理者は、橋りょうの耐震性のさらなる向上を図るとともに、一般道と高速道や鉄道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。 [県土整備局] 3 緊急通行（輸送）車両の事前届出 ○ 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用を進めます。 [くらし安全防災局、警察本部] 5 港湾の整備及び復旧体制の整備 ○ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと、災害時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討します。 6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化 ○ 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。 また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。 [くらし安全防災局、県土整備局、警察本部] 資 料 3-11-(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領

修 正 内 容	現 行 計 画
第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理） 【現状】 ○ 災害により住宅が半壊又は半焼等し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯等について、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしており、実際に行う場合を想定しマニュアルを整備しました。 第13節 ライフラインの応急復旧対策 【現状】 ○ 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTT <u>ドコモビジネス</u>においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。 【取組の方向】 ○ <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めます。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めます。</u> ○ <u>電線管理者は、電柱・電線の除去作業を直接行う必要があるため、道路管理者と電線管理者で協定を結ぶ等により、あらかじめ作業の流れや役割分担を決めておきます。</u> 【主な事業】 3 電気対策 ○ <u>電気事業者</u>は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。	第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理） 【現状】 ○ 災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯について、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしており、実際に行う場合を想定しマニュアルを整備しました。 第13節 ライフラインの応急復旧対策 【現状】 ○ 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTT <u>コミュニケーションズ</u>においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。 【取組の方向】 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 【主な事業】 3 電気及びガス対策 ○ <u>電気及びガス事業者</u>は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

修 正 内 容	現 行 計 画
4 ガス対策 ○ <u>ガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。</u> 5 通信サービス対策 ○ NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。 通信設備を収容するNTT東日本、NTT <u>ドコモビジネス</u> 及びNTTドコモのビルは、震度7クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。（略） 第14節 災害廃棄物等の処理対策 【現状】 ○ 県では、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を<u>策定し、災害廃棄物対策を推進します。</u> 【課題】 ○ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います。<u>県内全ての市町村で、その基本となる災害廃棄物処理計画を策定していますが、処理計画の実効性を確保するためには継続的な見直しを図る必要があります。</u>	(追加) <u>(追加)</u> 4 通信サービス対策 ○ NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。 通信設備を収容するNTT東日本、NTT <u>コミュニケーションズ</u> 及びNTTドコモのビルは、震度7クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。 第14節 災害廃棄物等の処理対策 【現状】 ○ 県では、災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を<u>平成29年3月にそれぞれ策定しました。</u> 【課題】 ○ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います<u>が、一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物等処理計画が未策定です。また、処理計画の実効性を確保するためには策定済の自治体においても継続的な見直しを図る必要があります。</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
【取組の方向】 ○ 市町村は、災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画の<u>継続的な見直しを行うこと</u>などにより、災害時に災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備に努めます。 【主な事業】 2 市町村等に対する技術的支援 ○ 県は、市町村の災害廃棄物処理計画の<u>見直し</u>や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。[環境農政局] 3 職員の教育訓練 ○ 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、<u>災害廃棄物処理に係る訓練等</u>を実施します。[環境農政局] 第15節 広域応援体制等の拡充 【現状】 ○ 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、<u>緊急通行車両であることの確認</u>、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。 ○ (略) また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内 <u>169</u> 箇所（令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 1 日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。 【主な事業】 1 広域応援の受入体制等の強化 ○ 県は、保健医療<u>福祉</u>調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMA T、神奈川DMA T－L、かながわD P A	【取組の方向】 ○ 市町村は、災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画<u>を策定すること</u>などにより、災害時に災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備に努めます。 【主な事業】 2 市町村等に対する技術的支援 ○ 市町村は、災害廃棄物処理計画の<u>策定・見直し</u>を行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。 3 職員の教育訓練 ○ 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、<u>情報伝達訓練や図上訓練</u>を実施します。[環境農政局] 第15節 広域応援体制等の拡充 【現状】 ○ 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、<u>緊急通行車両の事前届出の推進</u>、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。 ○ (略) また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内 <u>153</u> 箇所（令和 <u>2</u> 年 3 月 1 日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。 【主な事業】 1 広域応援の受入体制等の強化 ○ 県は、保健医療調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMA T、神奈川DMA T－L、かながわD P A T

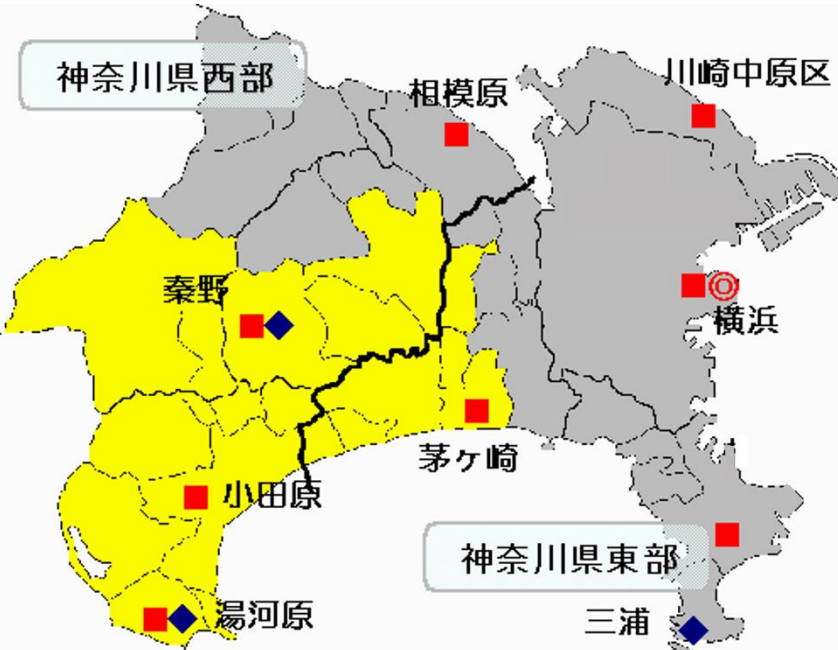
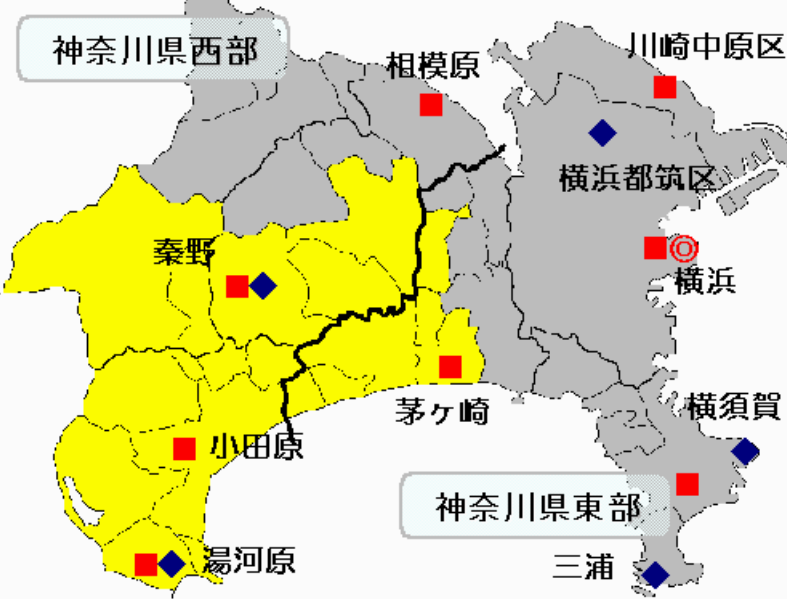
修 正 内 容	現 行 計 画
T、<u>災害支援ナース</u>の派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム(DMAT)をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。〔健康医療局〕 ○ <u>県が被災した場合は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、保健医療福祉調整本部において、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等のもとへ派遣するとともに、全国からの応援DWAT等の受け入れができるような体制を整備していきます。</u>〔福祉子どもみらい局〕 第16節 県民の自主防災活動の拡充強化 【主な事業】 2 自主防災組織の育成 ○ 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めるとともに、<u>かながわ版ディザスターシティの活用を促進</u>します。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。〔くらし安全防災局〕 3 消防団の機能強化 ○ 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介するほか、<u>県においても独自の消防団協力事業所表示制度を創設し、認定事業者に対する入札優遇制度の運用などを通じ、</u>事業所の消防団活動への理解促進に努めます。〔くらし安全防災局〕 ○ <u>県は、消防団によるかながわ版ディザスターシティの活用を促進</u>します。〔くらし安全防災局〕	の派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム(DMAT)をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。〔健康医療局〕 ○ <u>県は、迅速、的確に指定避難所における神奈川DWAT等の派遣、活動の調整、</u>全国からの応援DWAT等の受け入れができるような体制を整備していきます。〔福祉子どもみらい局〕 第16節 県民の自主防災活動の拡充強化 【主な事業】 2 自主防災組織の育成 ○ 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。〔くらし安全防災局〕 3 消防団の機能強化 ○ 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介する<u>など、</u>事業所の消防団活動への理解促進に努めます。〔くらし安全防災局〕 <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の<u>実施</u>、災害時における<u>災害救援</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、<u>災害救援</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。 <u>○ 県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。</u> <u>○ 県は、災害中間支援組織等と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図ります。</u> <u>○ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めます。</u> 【主な事業】 1 災害救援ボランティア受入体制の整備 <u>○ 県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO、ボランティア等と連携し、平常時より、災害時の各関係機関の連携体制の構築に係る訓練等を開催することで、災害救援ボランティア受入体制の整備を図ります。</u> [政策局ほか関係局] 2 ネットワークづくりの推進 <u>○ 県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO等と連携し、県内外の多様な支援機関が災害時に最大限の力を各々発揮し、被災者の多様なニーズに沿った「もれ・むら」のない効果的な支援活動を実</u>	第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の<u>制度</u>、災害時における<u>防災</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、<u>防災</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 【主な事業】 1 災害救援ボランティア受入体制の整備 <u>(追加)</u> 2 ネットワークづくりの推進 <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>現することを目的とした「神奈川県被災者支援機関連絡会議」を定期的に開催し、各支援機関相互の情報共有及び多様な主体の役割等の検討を行うことで、平常時から官民連携体制の構築及び各支援機関間の連携の強化に努めます。</u> [政策局ほか関係局] ○ <u>県は、災害中間支援組織と連携し、調査等を行うことで、災害時に被災者支援活動に参画する民間支援団体の発掘や協力体制の構築に努めます。</u> [政策局ほか関係局] ○ <u>県は、災害中間支援組織やNPO等と連携し、災害ボランティアのコーディネーションに関する事例や知見について他自治体や他団体と共有することで、県内の災害中間支援組織の育成・機能強化に努めます。</u> [政策局ほか関係局] 3 人材の育成と活用 ○ <u>県は、災害中間支援組織と連携し、災害時を見据えた平常時から連携体制の構築を進めるため、県内自治体等を対象とした災害時の連絡体制構築等に係る研修会等を実施し、多様な支援機関による連携の強化と体制整備に努めます。また、各種取組の情報の発信を行うことで、活動内容の普及啓発に努めます。</u> [政策局ほか関係局] 第18節 防災知識の普及 【主な事業】 2 県民等への防災知識の普及 (1) 県民への防災知識の普及 ○ 県は、地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カード、<u>「神奈川防災（地震編、子ども編）」のほか、「かながわ防災パーソナルサポート」、「私の被害想定」、各種動画など</u>を活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。 [くらし安全防災局] ○ 県は、県民の防災意識の向上を図るため、県の広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知	(追加) (追加) 3 人材の育成と活用 (追加) 第18節 防災知識の普及 【主な事業】 2 県民等への防災知識の普及 (1) 県民への防災知識の普及 ○ 県は、地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カードなどを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、かながわシェイクアウトを 通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。 [くらし安全防災局] ○ 県は、県民の防災意識の向上を図るため、県の広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及

修 正 内 容	現 行 計 画
識の普及を図ります。 [くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局] <u>○ 大地震と風水害による複合災害のリスクに関する普及啓発と注 意喚起を強化します。 [くらし安全防災局]</u> 第19節 防災訓練の実施 【課題】 ○ 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、 県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、 事業所、地域住民、<u>障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援す る者</u>、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要が あります。 ○ 高齢者、障害者、<u>外国人等の要配慮者など</u>に配慮した防災訓練を実施 し、災害時における高齢者、障害者、<u>外国人等の要配慮者など</u>の安全が 確保される体制づくりが必要です。 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災 関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意 識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施 します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備 え、<u>障害者や外国人などの要配慮者等</u>や感染症対策に配慮した避難所 開設・運営訓練を実施します。	を図ります。 [くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局] <u>(追加)</u> 第19節 防災訓練の実施 【課題】 ○ 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、 県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機 関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携による防災力 の向上を図る必要があります。 ○ 高齢者、障害者<u>等</u>に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高 齢者、障害者<u>等</u>の安全が確保される体制づくりが必要です。 【取組の方向】 ○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防 災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防 災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を 実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応 に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施します。

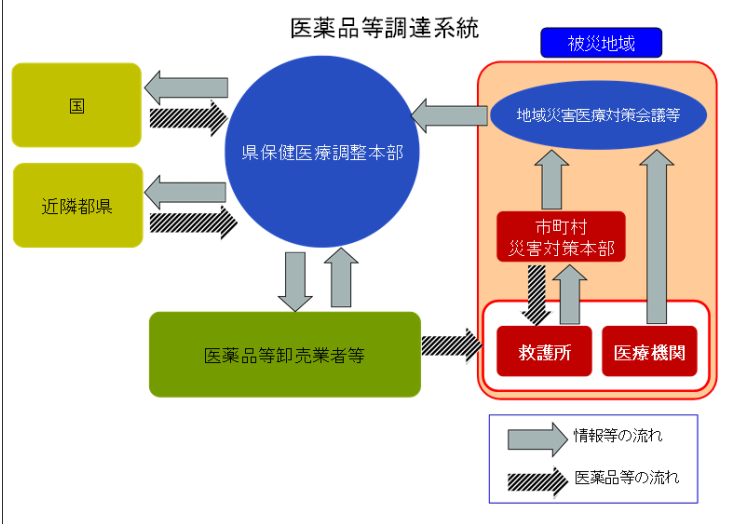
修 正 内 容	現 行 計 画																																																						
第20節 災害救助実施体制の充実 【現状】 〔災害救助事務の委任に関する事前の取決め〕 <table border="1" data-bbox="179 320 1081 1123"> <thead> <tr> <th>救助の内容</th><th>実施機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所の設置</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>2 応急仮設住宅の供与</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>3 炊き出しその他による食品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>4 飲料水の供給</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>6 医療、助産</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>7 被災者の救出</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>8 福祉サービスの提供</u></td><td><u>県・市町村</u></td></tr> <tr><td><u>9</u> 被災した住宅の応急修理</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>10</u> 学用品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>11</u> 埋葬</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>12</u> 死体の搜索</td><td>市町村</td></tr> <tr><td><u>13</u> 障害物の除去</td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table> ※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。	救助の内容	実施機関	1 避難所の設置	市町村	2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	3 炊き出しその他による食品の供与	市町村	4 飲料水の供給	市町村	5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村	6 医療、助産	県・市町村	7 被災者の救出	市町村	<u>8 福祉サービスの提供</u>	<u>県・市町村</u>	<u>9</u> 被災した住宅の応急修理	市町村	<u>10</u> 学用品の供与	市町村	<u>11</u> 埋葬	市町村	<u>12</u> 死体の搜索	市町村	<u>13</u> 障害物の除去	市町村	第20節 災害救助実施体制の充実 【現状】 〔災害救助事務の委任に関する事前の取決め〕 <table border="1" data-bbox="1135 320 2042 1066"> <thead> <tr> <th>救助の内容</th><th>実施機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所の設置</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>2 応急仮設住宅の供与</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>3 炊き出しその他による食品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>4 飲料水の供給</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>6 医療、助産</td><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>7 被災者の救出</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>8 被災した住宅の応急修理</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>9 学用品の供与</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>10 埋葬</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>11 死体の搜索</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>12 障害物の除去</td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table> ※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。	救助の内容	実施機関	1 避難所の設置	市町村	2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	3 炊き出しその他による食品の供与	市町村	4 飲料水の供給	市町村	5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村	6 医療、助産	県・市町村	7 被災者の救出	市町村	8 被災した住宅の応急修理	市町村	9 学用品の供与	市町村	10 埋葬	市町村	11 死体の搜索	市町村	12 障害物の除去	市町村
救助の内容	実施機関																																																						
1 避難所の設置	市町村																																																						
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村																																																						
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村																																																						
4 飲料水の供給	市町村																																																						
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村																																																						
6 医療、助産	県・市町村																																																						
7 被災者の救出	市町村																																																						
<u>8 福祉サービスの提供</u>	<u>県・市町村</u>																																																						
<u>9</u> 被災した住宅の応急修理	市町村																																																						
<u>10</u> 学用品の供与	市町村																																																						
<u>11</u> 埋葬	市町村																																																						
<u>12</u> 死体の搜索	市町村																																																						
<u>13</u> 障害物の除去	市町村																																																						
救助の内容	実施機関																																																						
1 避難所の設置	市町村																																																						
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村																																																						
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村																																																						
4 飲料水の供給	市町村																																																						
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村																																																						
6 医療、助産	県・市町村																																																						
7 被災者の救出	市町村																																																						
8 被災した住宅の応急修理	市町村																																																						
9 学用品の供与	市町村																																																						
10 埋葬	市町村																																																						
11 死体の搜索	市町村																																																						
12 障害物の除去	市町村																																																						

修 正 内 容	現 行 計 画
第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置  震度・地殻歪観測施設 ○ 県防災行政通信網の運用 2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要領」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。 3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡 (13) 県は、民間ヘリコプターのチャーター機により、発災後における上空からの概括的被害状況の確認を行います。 (14) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや高所監視カメラ等、	第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置  震度・地殻歪観測施設 ○ 県防災行政通信網の運用 2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。 3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡 (追加) (13) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや高所監視カメラ等の

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>消防庁映像共有システム</u>等の映像情報の提供を受け、被害情報を共有します。 (15) 県は、収集した地震発生直後の情報を消防庁に報告するとともに (16) 市町村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を (17) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて 4 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置 ○ 災害対策本部等設置基準  (2) 現地災害対策本部等の設置 (イ) 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う<u>保健医療</u>活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、庁内に保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。	映像情報の提供を受け、被害情報を共有します。 (14) 県は、収集した地震発生直後の情報を消防庁に報告するとともに (15) 市町村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を (16) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて 4 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置 ○ 災害対策本部等設置基準  (2) 現地災害対策本部等の設置 (イ) 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う<u>医療救護</u>活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

修 正 内 容	現 行 計 画
5 災害広報の実施 (1) 県の広報 イ 広報の方法 (ウ) 一般広報 <u>g 「かながわ防災パーソナルサポート」等のSNS等を活用した広報</u> <u>h ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報</u> 7 通信手段の確保 (1) 災害時の通信連絡 イ 県は、災害時の県防災行政通信網の<u>障害等</u>に対応するため、<u>衛星通信を利用した迂回ルートの確保等により</u>、通信の運用に支障のないよう努めます。 <u>エ 県は、衛星通信機器の活用により、防災拠点において、通信断絶時でも情報の受伝達を可能とします。</u> 資 料 <u>4－1－(19) 災害時における相互協力に関する協定（エフエム）</u> 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 医療機関による医療救護活動 ア 県は、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき、保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 <u>オ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害支援ナース協定締結施設に対して災害支援ナースの派遣を要請します。</u> <u>カ 県では、原則として被災市町村等から</u>の要請に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川県DWA Tの派遣を要請します。	5 災害広報の実施 (1) 県の広報 イ 広報の方法 (ウ) 一般広報 <u>(追加)</u> <u>g</u> ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報 7 通信手段の確保 (1) 災害時の通信連絡 イ 県は、災害時の県防災行政通信網の<u>輻輳</u>に対応するため、<u>通信制限の措置を行う等により</u>通信の運用に支障のないよう努めます。 <u>(追加)</u> 資 料 <u>(追加)</u> 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 医療機関による医療救護活動 ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 <u>(追加)</u> <u>オ 県では、原則として被災市町村の要請等</u>に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川県DWA Tの派遣を要請します。 <u>カ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>キ</u> 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には <u>ク</u> 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を <u>ケ</u> 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ <u>コ</u> 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、 <u>サ</u> 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、 <u>シ</u> 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び	<u>キ</u> 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を <u>ク</u> 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ <u>ケ</u> 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、 <u>コ</u> 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、 <u>サ</u> 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び
○ 医療救護活動体制 1 医療救護活動 (1) 県 ア 県は、地震発生後、気象庁や震度情報ネットワークシステム等から得られた地震に関する情報により被災地を推定するとともに、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置します。 <u>エ</u> 県は、被災市町村等からの要請に基づき、災害支援ナースを派遣するとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請します。 <u>オ</u> 救護班の業務内容 <u>カ</u> 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、 (3) 指定地方行政機関等 <u>オ</u> かながわDPAT登録医療機関等 <u>(ア)</u> かながわDPAT登録医療機関等は、県の要請に基づき、かながわDPATを派遣してDPAT活動を行います。 <u>(イ)</u> かながわDPATの業務内容は、かながわDPAT運営要綱、かながわDPAT活動要綱によるものとします。 <u>カ</u> 災害支援ナース協定締結施設 <u>(ア)</u> 災害支援ナース協定締結施設は、県の要請に基づき、災害支援ナースを派遣して看護活動を行います。 <u>(イ)</u> 災害支援ナースの業務内容は、災害支援ナース活動要領によるものとします。 <u>キ</u> 日本赤十字社神奈川県支部 <u>ク</u> 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会 <u>ケ</u> 神奈川県薬剤師会 <u>コ</u> 神奈川県看護協会	○ 医療救護活動体制 1 医療救護活動 (1) 県 ア 県は、地震発生後、気象庁や震度情報ネットワークシステム等から得られた地震に関する情報により被災地を推定するとともに、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、保健医療調整本部を設置します。 <u>(追加)</u> <u>エ</u> 救護班の業務内容 <u>オ</u> 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、 (3) 指定地方行政機関等 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>オ</u> 日本赤十字社神奈川県支部 <u>カ</u> 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会 <u>キ</u> 神奈川県薬剤師会 <u>ク</u> 神奈川県看護協会

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>サ 神奈川県栄養士会</u> <u>神奈川県栄養士会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な栄養・食生活支援の協力要請があった場合には、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣に協力し、栄養士チームの一員として、栄養・食生活支援活動の実施に努めます。</u> 2 医薬品等の確保 (2) 県 <u>医薬品等調達系統図の削除</u>	<u>(追加)</u> 2 医薬品等の確保 (2) 県 

修 正 内 容	現 行 計 画
3 血液製剤の確保 <u>血液製剤確保の体制図を削除</u>	3 血液製剤の確保
第3節 避難対策 9 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適用されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者等に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。 資 料 4－3－(2) <u>災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書</u>	第3節 避難対策 9 応急仮設住宅等 (7) 住宅の応急修理 災害救助法が適用されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。 資 料 4－3－(2) <u>災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 1 飲料水及び生活用水の確保・供給 (3) 飲料水の供給活動 ア 応急給水 (イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。 飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは<u>国土交通省</u>又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。 これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。 <u>(ウ) 水道事業者（県営水道を除く）は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水に努めます。</u> <u>(エ) 県営水道は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で県営水道給水区域内の市町と連携して、応急給水計画を策定し、応急飲料水、必要な人員等確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。</u> また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。	第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 1 飲料水及び生活用水の確保・供給 (3) 飲料水の供給活動 ア 応急給水 (イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。 飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは<u>厚生労働省</u>又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。 これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。 <u>(追加)</u> <u>(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。</u> また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。

修 正 内 容	現 行 計 画						
3 生活必需物資等の調達・供給 ○ 協定締結先一覧 <table><tr><td>(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)</td><td><u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター</td><td>(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート</td></tr></table> (令和7年4月1日現在)	(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート	3 生活必需物資等の調達・供給 ○ 協定締結先一覧 <table><tr><td>(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株)<u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)</td><td><u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター</td><td>(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート</td></tr></table> (令和2年4月1日現在)	(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) <u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート
(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>DCM(株)</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート					
(株)高島屋横浜店 (株)横浜岡田屋 (株)さいか屋 (株)そごう・西武そごう横浜店 (株)ダイエー (株)東急ストア (株)京急ストア ユニー(株) <u>関東営業部</u> (株)イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(株)	<u>(株)ケーヨー</u> (株)田原屋 イオンリテール(株)南関 東カンパニー (同)西友 (株)小田原百貨店 マックスバリュ東海(株) <u>(株)ヨークマート</u> 富士シティオ(株) ウエルシア薬局(株) ヤオマサ(株) (株)カインズ 生活協同組合ユーコープ (協)横浜総合卸センター (協)横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地 (協) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)スリーエフ (株)ファミリーマート					
資 料 4－5－(8) 生活必需物資の調達に関する協定書(例) 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 1 交通の確保 (1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 ウ その他 道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や<u>道路</u>啓開等必要な<u>措置</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。	資 料 4－5－(8) 生活必需物資の調達に関する協定書(例) 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 1 交通の確保 (1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 ウ その他 道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や<u>応急</u>啓開等必要な<u>対策の実施</u>について、県警察、交通機関への連絡を行います。						

修 正 内 容	現 行 計 画
(3) 道路の応急復旧等 イ 県 県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を<u>構築</u>し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>道路ネットワークの機能確保に努めます</u>。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。 さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。 具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき<u>道路啓開や</u>応急復旧を実施します。 復旧状況<u>等</u>については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。 2 緊急輸送 (1) 県の緊急輸送 ウ 航空機(ヘリコプター)の確保 <u>(ウ) 民間ヘリコプターのチャーター機の利用</u> <u>(エ)</u> 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく 4 緊急通行車両の確認手続 (2) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。 ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（<u>危機管理防災課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。	(3) 道路の応急復旧等 イ 県 県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を<u>強化</u>し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>緊急輸送道路の優先確保を行います</u>。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。 さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。 具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。 復旧状況については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。 2 緊急輸送 (1) 県の緊急輸送 ウ 航空機(ヘリコプター)の確保 <u>(追加)</u> <u>(ウ)</u> 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく 4 緊急通行車両の確認手続 (2) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。 ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（<u>災害対策課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。

修 正 内 容	現 行 計 画
資 料 4-7-(8) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社 法人神奈川県トラック協会） 4-7-(9) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協 定書 4-7-(10) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基 準等 4-7-(11) 大規模災害発生時等の交通規制計画等の改正につ いて 4-7-(12) 陸上自衛隊航空機的能力基準 4-7-(13) 陸上自衛隊施設機材関係の能力基準 4-7-(14) 海上自衛隊艦艇・航空機的能力等 4-7-(15) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能 力の基準 4-7-(16) 一般社団法人神奈川県トラック協会サビ`センター別車両 保有台数一覧表 4-7-(17) 災害時等における石油類燃料供給に関する協定 <u>4-7-(18) 災害発生時における応急対策活動用資機材等のレ ンタルに関する協定</u> <u>4-7-(19) 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調 達に関する包括的協定書</u> <u>4-7-(20) 災害時における物資輸送等に関する協定書（ヤマ ト）</u> <u>4-7-(21) 災害時における物資輸送等に関する協定書（佐川）</u> <u>4-7-(22) 災害時における物資輸送等に関する協定書（日本 通運）</u> <u>4-7-(23) 災害時における緊急輸送等に関する協定書（タク シー協会）</u> <u>4-7-(24) 災害時における緊急輸送等に関する協定書（バス 協会）</u> <u>4-7-(25) 災害時における輸送車両提供に関する協定</u> <u>4-7-(26) 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u>	資 料 4-7-(8) 緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書 4-7-(9) 災害等における物資の輸送等に関する協定（一般社 団法人神奈川県トラック協会） 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協 定書 4-7-(11) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基 準等 4-7-(12) 大規模災害発生時等の交通規制計画等の改正につ いて 4-7-(13) 陸上自衛隊航空機的能力基準 4-7-(14) 陸上自衛隊施設機材関係の能力基準 4-7-(15) 海上自衛隊艦艇・航空機的能力等 4-7-(16) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能 力の基準 4-7-(17) 一般社団法人神奈川県トラック協会サビ`センター別車両 保有台数一覧表 4-7-(18) 災害時等における石油類燃料供給に関する協定 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>4－7－(27) 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（石油連盟）</u> 第9節 ライフラインの応急復旧活動 1 上水道施設（上水道事業者） (4) 被害状況調査<u>及び水道の構造等を勘案した施設の巡視</u>を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。 5 電話（通信）施設（NTT東日本、NTT <u>ドコモビジネス</u>、NTTドコモ及びKDDI（株） 資 料 4－9－（8） <u>NTT東日本（株）の応急活動体制（地震災害）</u> 4－9－（9） <u>神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との災害時等の相互応援に関する協定書</u> 第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動（略） また、被災者の生活上の不安を解消するために、<u>男女のニーズの違い</u>や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。 1 被災者等への情報提供 (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部 ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット、<u>「かながわ防災パーソナルサポート」等のSNS等</u>によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。	<u>（追加）</u> 第9節 ライフラインの応急復旧活動 1 上水道施設（上水道事業者） (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。 5 電話（通信）施設（NTT東日本、NTT <u>コミュニケーションズ</u>、NTTドコモ及びKDDI（株） 資 料 4－9－（8） 東日本 <u>電信電話（株）</u>の応急活動体制（地震災害） <u>（追加）</u> 第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動（略） また、被災者の生活上の不安を解消するために、<u>女性</u>や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。 1 被災者等への情報提供 (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部 ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

修 正 内 容	現 行 計 画
第12節 広域的応援体制 1 広域的な応援体制 (1) 広域的な応援要請 ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため、緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します（詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます）。 要請範囲はおおむね次のとおりです。 ・ <u>給食</u>及び給水 ・ <u>入浴支援</u> 資 料 <u>4-12-(11) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（プロジス）</u> <u>4-12-(12) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u> <u>4-12-(13) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u> <u>4-12-(14) 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（ESR）</u> <u>4-12-(15) 災害発生時における物資の保管等に関する協定（日本ロジスティクスファントム）</u> <u>4-12-(16) 神奈川県緊急消防援助隊航空小隊受援計画</u> <u>4-12-(17) フォワードベース運用要領</u> 第13節 災害救援ボランティアの支援活動 1 ボランティア活動支援拠点の設置 <u>(3) 情報共有会議等の開催</u> <u>県は、災害救援ボランティア支援センターを設置したときは、社会福</u>	第12節 広域的応援体制 1 広域的な応援体制 (1) 広域的な応援要請 ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため、緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します（詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます）。 要請範囲はおおむね次のとおりです。 ・ <u>炊飯</u>及び給水 <u>(追加)</u> 資 料 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第13節 災害救援ボランティアの支援活動 1 ボランティア活動支援拠点の設置 <u>(追加)</u>

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>祉協議会、災害中間支援組織、NPO等と連携し、被災者支援活動等の情報収集及び情報共有並びに各々の活動の連携及び調整を行うため、速やかに「神奈川県被災者支援機関連絡会議」及び「神奈川県被災者支援機関連絡会議情報共有会議」（以下「情報共有会議等」という。）を開催します。また、必要に応じ県内外の支援機関とも連携をし、広域的な情報共有や課題の整理等を行います。</u> ○ 県災害救援ボランティア支援センター、<u>市町村災害ボランティアセンター及び情報共有会議等</u>の主な役割 <u>3 情報共有会議等の主な役割</u> ・被災者支援活動等の情報収集及び情報共有 ・被災者支援機関の活動の連携及び調整 ・必要に応じ、分野ごとの課題の整理や解決を目的とした分科会の開催 2 情報の収集・発信 (2) 県ホームページによる情報の収集・発信 県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、<u>神奈川県共同募金会</u>、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。 3 災害救援ボランティアの受入れ (略) 県外からの支援の受入れについては、県は市町村、<u>社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO 等と</u>連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、<u>災害救援ボランティアの活動支援及び活動調整に関して</u>最大限の便宜を図ることとします。	○ 県災害救援ボランティア支援センター<u>及び</u>市町村災害ボランティアセンターの主な役割 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 2 情報の収集・発信 (2) 県ホームページによる情報の収集・発信 県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、<u>日本赤十字社神奈川県支部</u>、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。 3 災害救援ボランティアの受入れ (略) 県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

修 正 内 容	現 行 計 画																				
第14節 災害救助法関係 ○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類 - 被災者の救出 <u>福祉サービスの提供</u> 3 災害弔慰金等 (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。 第16節 津波対策 1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の伝達 ○津波情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻(*)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。</td></tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*)</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。</td></tr> <tr> <td>津波観測に関する情報(*2)</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*)</td></tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報(*3)</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td></tr> </tbody> </table>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(*)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*)	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	津波観測に関する情報(*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*)	沖合の津波観測に関する情報(*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	第14節 災害救助法関係 ○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類 - 被災者の救出 <u>(追加)</u> 3 災害弔慰金等 (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。 第16節 津波対策 1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の伝達 ○津波情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 <u>※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。</u></td></tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*2)</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。</td></tr> <tr> <td>津波観測に関する情報(*2)</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*1)</td></tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報(*3)</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定さ</td></tr> </tbody> </table>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 <u>※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。</u>	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*2)	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	津波観測に関する情報(*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*1)	沖合の津波観測に関する情報(*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定さ
種類	内容																				
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(*)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。																				
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*)	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。																				
津波観測に関する情報(*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*)																				
沖合の津波観測に関する情報(*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。																				
種類	内容																				
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 <u>※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。</u>																				
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報(*2)	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。																				
津波観測に関する情報(*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(*1)																				
沖合の津波観測に関する情報(*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定さ																				

修 正 内 容	現 行 計 画		
気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。 (*) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。 第5章 復旧・復興対策 <u>○ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとします。</u> 第1節 復興体制の整備 2 人的資源の確保 (4) 被災者支援体制の確保 被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。 <u>このため、県は社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO、民間企業等と連携し、情報共有会議等を通じて、被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズなどの情報共有を行うことで、被災者の多様なニーズに沿った「もれ・むら」の無い効果的な支援を実現するよう努めます。</u> 第2節 復興対策の実施 1 復興に関する調査 (3) 住宅の復興対策に関する調査 ウ (略) なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、	<table border="1" data-bbox="1164 212 2038 323"> <tr> <td></td><td>れる沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td></tr> </table> 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。 (* 2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。 第5章 復旧・復興対策 <u>(追加)</u> 第1節 復興体制の整備 2 人的資源の確保 (4) 被災者支援体制の確保 被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。 <u>(追加)</u> 第2節 復興対策の実施 1 復興に関する調査 (3) 住宅の復興対策に関する調査 ウ (略) なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、		れる沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
	れる沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。		

修 正 内 容	現 行 計 画
各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の<u>調査</u>や罹災証明書の交付の体制を確立し、<u>遅滞なく</u>、住宅等の被害の程度を<u>調査</u>し、被災者に罹災証明書を交付します。 6 生活再建支援 (11) ボランティアの活動支援 ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 (略) このため、県では、市町村や社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。 7 地域経済復興支援 ○ 地域経済の復興支援施策の体系 地域経済復興支援策 (1)地域全体に波及効果を及ぼす施策実施 - ア 産業復興方針の策定 - イ 相談・指導体制の整備 - ウ 商談会、イベント等の活用 - エ 新分野進出、事業転換等への支援 (2)金融、税制面での支援 - ア 融資の簡易迅速化・条件等の緩和 - イ 既存融資制度等の活用の促進 - ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施 - エ 新たな融資制度の検討 - オ 金融制度、金融特別措置の周知 - カ 税の減免等 (3)事業の場の確保 - ア 仮設貸賃店舗の建設 - イ 共同仮設工場・店舗の建設支援 - ウ 工場・店舗の再建支援 - エ 民間貸賃工場・店舗の情報提供 - オ 廃注の開拓 - カ 物流ルートに関する情報提供 - キ 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送ルートの確保 - ク 新たな支援制度の検討・創設 (4)農林水産業者に対する支援 - ア 災害復旧事業等の実施 - イ 既存制度の活用の促進 - ウ 新たな融資制度の検討・創設 - エ 市場・業界団体への物流ルートに関する情報提供	各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の<u>認定</u>や罹災証明書の交付の体制を確立し、<u>速やかに</u>、住宅等の被害の程度を<u>認定</u>し、被災者に罹災証明書を交付します。 6 生活再建支援 (11) ボランティアの活動支援 ア 要配慮者に対するボランティア活動支援 (略) このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。 7 地域経済復興支援 ○ 地域経済の復興支援施策の体系 地域経済復興支援策 (1)地域全体に波及効果を及ぼす施策実施 - ア 産業復興方針の策定 - イ 相談・指導体制の整備 - ウ 商談会、イベント等の活用 - エ 新分野進出、事業転換等への支援 (2)金融、税制面での支援 - ア <u>資金</u>融資の簡易迅速化・条件等の緩和 - イ 既存融資制度等の活用の促進 - ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施 - エ 新たな融資制度の検討 - オ 金融制度、金融特別措置の周知 - カ 税の減免等 (3)事業の場の確保 - ア 仮設貸賃店舗の建設 - イ 共同仮設工場・店舗の建設支援 - ウ 工場・店舗の再建支援 - エ 民間貸賃工場・店舗の情報提供 - オ 廃注の開拓 - カ 物流ルートに関する情報提供 - キ 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送ルートの確保 - ク 新たな支援制度の検討・創設 (4)農林水産業者に対する支援 - ア 災害復旧事業等の実施 - イ 既存制度の活用の促進 - ウ 新たな融資制度の検討・創設 - エ 市場・業界団体への物流ルートに関する情報提供

修 正 内 容	現 行 計 画
(2) 金融・税制面での支援 エ 新たな融資制度の検討 県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など融資制度の創設<u>等</u>について検討します。 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第1節 基本方針 1 趣旨 (略) また、気象庁では、<u>当該</u>ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。(※)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。 <u>令和6年8月の初めての南海トラフ地震臨時情報発表時の教訓から、内閣府は、当該ガイドラインについて、巨大地震注意に関する記載の充実を図る等の修正を行い、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」として、令和7年8月に改訂しました。ガイドラインでは、「後発地震に備えた防災対応の基本的な考え方」として、「臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実である。これを前提としながら、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要」などとされています。</u>	(2) 金融・税制面での支援 エ 新たな融資制度の検討 県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など<u>新たな</u>融資制度の創設について検討します。 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第1節 基本方針 1 趣旨 (略) また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。(※)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。 <u>本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、県や南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。</u>

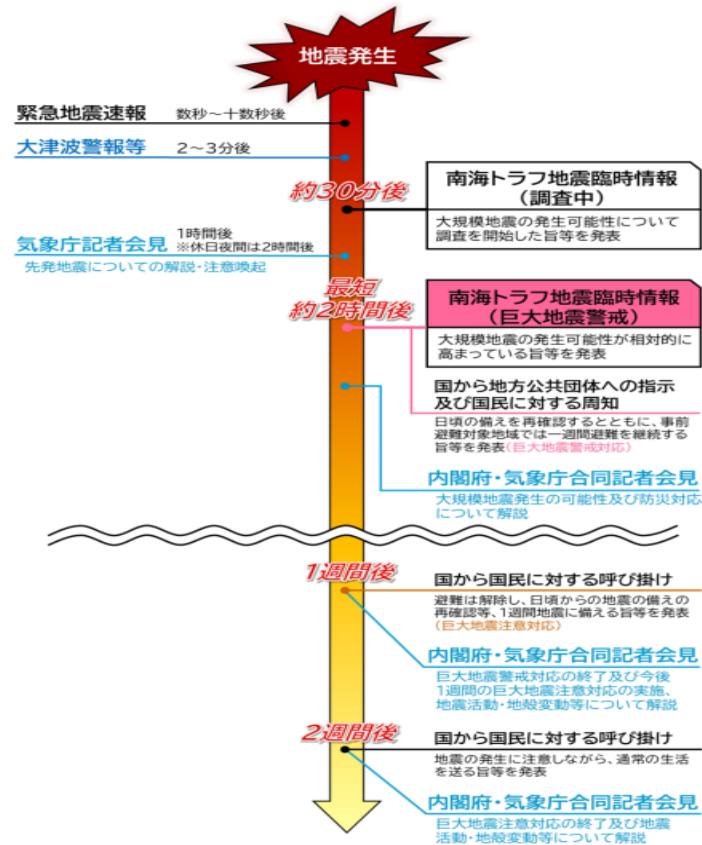
修 正 内 容			現 行 計 画		
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件			「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件		
情報名	情報発表条件		情報名	情報発表条件	
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、 <u>または</u> 調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。		南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、 <u>又は</u> 調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。	
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 (情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します)			「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 (情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します)		
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○ <u>南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺</u> ※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生。 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。	地震発生等から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○ <u>監視領域内</u> ※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生。 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレ

修 正 内 容			現 行 計 画		
		○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。			ート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
地震発生等から 最短で2時間程 度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合。		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合。
	巨大地震注意	○ <u>南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺</u> ※1において、モーメントマグニチュード※47.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。		巨大地震注意	○ <u>監視領域内</u> ※1において、モーメントマグニチュード※47.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

修 正 内 容	現 行 計 画
第2節 防災対応 1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象 (1) 半割れ（大規模地震）ケース（以下「半割れケース」という。）の概要 南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が<u>平常時と比べて</u>相対的に高まったと評価された場合です。 また、南海トラフ<u>沿い</u>想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）<u>8.0</u>以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。 (2) 一部割れ（前震可能性地震）ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要 南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてMw <u>7.0</u>以上、Mw <u>8.0</u>未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が<u>平常時と比べて</u>相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したMw <u>7.0</u>以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。 2 異常な現象に伴う防災対応 (1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ○ 気象庁は、南海トラフ<u>沿い</u>の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。 <u>○ なお、いずれにも該当しない場合は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表します。</u>	第2節 防災対応 1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象 (1) 半割れ（大規模地震）ケース <u>／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）</u>の概要 南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。 また、南海トラフ<u>地震の</u>想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）<u>8</u>以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。 (2) 一部割れ（前震可能性地震） <u>／被害限定ケース</u>（以下「一部割れケース」という。）の概要 南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM <u>7</u>以上、M <u>8</u>未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM <u>7</u>以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。 2 異常な現象に伴う防災対応 (1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ○ 気象庁は、南海トラフ<u>地震</u>の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。 <u>（追加）</u>

修正内容

○「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



【出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン
(令和7年8月、内閣府)】

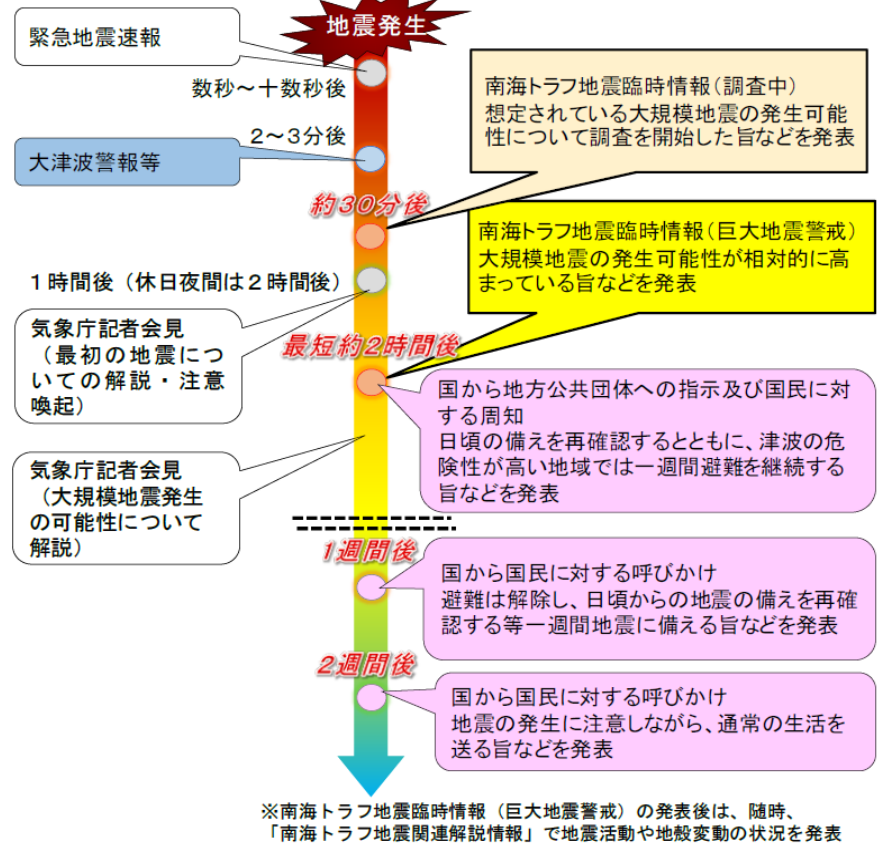
(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

現行計画

○「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

修 正 内 容	現 行 計 画
(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国や<u>県及び市町村</u>からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。 a 日頃からの地震への備えを再確認する。 b <u>すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを実施する。</u> c <u>津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。</u> (エ) 2週間経過後は、国や<u>県及び市町村</u>からの呼びかけに応じ、<u>大規模</u>地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース） (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、<u>個々の</u>状況に応じて防災対応を準備・開始します。 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が<u>発表された</u>場合、地震発生から1週間（ゆっくりすべり<u>ケース</u>の場合は、すべりの変化が収まってから、<u>変化していた期間とおおむね</u>同程度の期間が経過するまで）を基本に、国や<u>県及び市町村</u>からの呼びかけに応じ、<u>次のような対応を行います。</u> a 日頃からの地震への備えを再確認する。 b <u>すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを実施する。</u> c <u>津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。</u> (ウ) 1週間経過後は、国や<u>県及び市町村</u>からの呼びかけに応じ、<u>大規模</u>地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。 (3) 臨時情報に対応した防災体制 県<u>及び</u>市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。 イ 県内で地震等が発生していない場合 次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会	(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。 a 日頃からの地震への備えを再確認する。 b <u>地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。</u> c 地震発生後の避難で<u>明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。</u> (エ) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース） (ア) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が<u>出た</u>場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と<u>概ね</u>同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、<u>日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。 (3) 臨時情報に対応した防災体制 県<u>と</u>市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。 イ 県内で地震等が発生していない場合 次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会

修 正 内 容		現 行 計 画	
議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。		議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。	
気象庁が発表する情報	県の配備体制	気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達<u>す</u>る。 ・知事メッセージを速やかに発出する。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達<u>を行</u>う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会<u>議</u>幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
3 住民の防災対応等 (1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等 イ 県及び市町村は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べ <u>て</u> 相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないよう、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。 ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国や <u>県及び市町村</u> からの呼びかけに応じて、 <u>日常生活を行いつつ、一定期間（半割れケースの場合は2週間、一部割れケースの場合は1週間、</u> ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と <u>おおむね</u> 同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の <u>再確認や、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを行うことのほか、</u>		3 住民の防災対応等 (1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等 イ 県及び市町村は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないよう、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。 ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、 <u>1週間</u> （ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と <u>概ね</u> 同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の <u>再点検を行い、日常の生活を行うことや、</u> 個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。	

修 正 内 容	現 行 計 画
個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。 (2) 津波からの避難対策 南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報・注意報が発表されることが想定されます。 (3) 土砂災害等に対する防災対応 県及び市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。 4 事業者等の防災対応 (1) 防災対応の基本的な考え方 ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事業者等は、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。 イ 事業者等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施します。 ウ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。 エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる普段以上に警戒する措置に努めます。 (2) 防災対応の検討 事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取るべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災などの計画への反映に努めます。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の事業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。 ウ 事業者等の特性や地理的条件等を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討	(2) 津波からの避難対策 南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。 (3) 土砂災害等に対する防災対応 県と市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。 4 企業等の防災対応 (1) 防災対応の基本的な考え方 ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。 イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施します。 ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。 エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合にトータルとして事業継続・早期復旧できる普段以上の警戒の措置に努めます。 (2) 防災対応の検討 企業等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取るべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災などの計画への反映に努めます。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。 ウ 企業等の特性や地理的条件などを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討し

修 正 内 容	現 行 計 画
します。 (イ) 後発地震に備えた対応の検討 a 日頃からの地震への備えの<u>再確認</u> (3) 関係機関のとるべき措置 イ 放送 (ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</u>が発表された場合、住民<u>等</u>に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民<u>等</u>が防災行動<u>等</u>をとるために必要な情報の提供に努めます。 エ 鉄道事業者等 (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。</u> (ウ) <u>鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、原則、運行規制はせず、巨大地震の発生に備え、従業員一人ひとりへの避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底等を実施します。</u> オ 学校、社会福祉施設等 (イ) 社会福祉施設は、入所者<u>等</u>の保護及び保護者への引継ぎの方法について、施設の種類や耐震性、耐浪性<u>等</u>を十分に考慮し、<u>その内容</u>を定めます。 (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者<u>等</u>の避難誘導に配慮し、避難経路、<u>避難</u>誘導方法、<u>避難</u>誘導責任者等を具体的に定めます。	ます。 (イ) 後発地震に備えた対応の検討 a 日頃からの地震への備えの<u>再点検</u> (3) 関係機関のとるべき措置 イ 放送 (ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。<u>臨時情報</u>が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めます。 エ 鉄道事業者等 (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。<u>事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。</u> <u>(追加)</u> オ 学校、社会福祉施設等 (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法について、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、<u>対応方法</u>を定めます。 (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定めます。

修 正 内 容	現 行 計 画
資 料 6－2－(5) <u>南海トラフ</u>地震に関する知事の談話	資 料 6－2－(5) <u>東海</u>地震に関する知事の談話